

大分市人権教育・啓発基本計画 (改定案)

目 次

第1章 基本計画策定の背景と基本的考え方

1 策定の背景	1
(1)国際的な潮流	1
(2)国の取組	1
(3)大分県の取組	2
(4)本市の取組	3
2 基本的考え方	5
(1)趣旨	5
(2)基本目標	5
(3)基本姿勢	5
①共生の心を育む ―共に生きる喜びの実現―	
②あらゆる機会を通じた人権教育の推進 ―みんなで学ぶ人権―	
③連携の促進 ―みんなで進める人権教育・啓発―	
3 推進体制等	7
(1)推進体制	7
(2)市民意識調査の実施	7
(3)行動計画の策定	7
(4)基本計画及び行動計画の確認と見直し	7
(5)計画の期間	7
4 計画の体系図	8

第2章 人権問題の現状と課題への対応

【1】各人権問題に対する取組	9
1 女性の人権問題	9
・現状と課題	9
・めざす姿	10
・基本方針	11
(1)男女共同参画社会に向けた意識づくり	
(2)あらゆる分野における男女の活躍	
(3)男女が安心できる生活の確保	
(4)配偶者等からの暴力の根絶	

2 こどもの人権問題	12
・現状と課題	12
・めざす姿	13
・基本方針	13
(1)子育て支援の推進	
(2)こどもの人権を尊重する教育活動	
(3)教職員研修の充実	
(4)こどもの人権意識を高める教育活動	
(5)相談・支援等による環境づくりの充実	
3 高齢者の人権問題	14
・現状と課題	14
・めざす姿	14
・基本方針	15
(1)尊厳ある暮らしを続けるための支援	
(2)安心な暮らしを支える環境づくり	
(3)相談体制の充実	
4 障がい者の人権問題	15
・現状と課題	15
・めざす姿	16
・基本方針	16
(1)障がいに対する理解の促進及び障がい者差別解消の推進	
(2)障がい者虐待防止体制の充実	
(3)成年後見制度の利用促進・普及啓発	
(4)発達障がい児(者)に対する相談・支援体制の充実	
5 部落差別(同和問題)	17
・現状と課題	17
・めざす姿	18
・基本方針	18
(1)教育・啓発の推進	
(2)相談体制の充実	
6 外国人の人権問題	18
・現状と課題	18
・めざす姿	20
・基本方針	20
(1)外国人市民が安心して暮らせる環境づくりの推進	
(2)多文化共生への理解促進	

7 感染症等をめぐる人権問題	21
・現状と課題	21
・めざす姿	22
・基本方針	22
(1)感染症に関する正しい知識の普及啓発	
8 性的マイノリティの人々の人権問題	22
・現状と課題	22
・めざす姿	23
・基本方針	23
(1)性の多様性への理解促進	
9 様々な人権問題	24
・災害に伴う人権問題	24
・プライバシーをめぐる人権問題	24
・刑を終えて出所した人やその家族の人権問題	25
・犯罪被害者やその家族の人権問題	26
・自死遺族の人権問題	26
・ホームレスの人々や生活困窮者の人権問題	27
・アイヌの人々の人権問題	27
・北朝鮮当局に拉致された被害者等の人権問題	28
・人身取引(トラフィッキング)に関する人権問題	28
【2】課題横断的な人権問題に対する取組(インターネット上の人権侵害)	29
・現状と課題	29
・めざす姿	29
・基本方針	30
(1)情報モラル及び情報リテラシー向上のための教育・啓発	
(2)人権侵害等への対応	

第3章 基本計画の推進

1 あらゆる場を通じて	32
(1)就学前教育・学校教育	32
(2)社会教育	32
(3)企業	33
(4)特定の職業に従事する者	34
・市職員 ・教職員等 ・医療関係者 ・福祉関係者 ・メディア関係者	

2 効果的な推進	35
(1)多様な学習機会の提供と学習内容の充実	35
(2)人材の育成	35
(3)インターネット・マスメディアの活用	35
(4)連携の促進	35
(5)相談・支援体制の充実	36

資 料

・大分市一人ひとりが互いの人権を尊重し合う社会づくり条例	37
・世界人権宣言	39
・日本国憲法(抄)	41
・人権教育及び人権啓発の推進に関する法律	43
・障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(抄)	44
・本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進 に関する法律	46
・部落差別の解消の推進に関する法律	48
・困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(抄)	49
・こども基本法(抄)	50
・性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する 国民の理解の増進に関する法律(抄)	52

第1章 基本計画策定の背景と基本的考え方

1 策定の背景

(1) 国際的な潮流

20 世紀、人類は二度にわたる世界大戦を経験し、不戦の誓いを国際連合の結成に託しました。国際連合は、1948 年(昭和 23 年)の第 3 回総会において「世界人権宣言」を採択し、この宣言の精神を具体化するために、人権に関する諸条約や国際年を制定し、その定着化に努めてきました。

1993 年(平成 5 年)3 月「ユネスコ」(国際連合教育科学文化機関)では、人権文化の創造を目指す「人権と民主主義のための教育に関する世界行動計画」が採択され、さらに同年 6 月にウィーンで開催された「世界人権会議」では、「人権分野における教育活動を促し、奨励し、かつ重視するために、人権教育のための国連 10 年を宣言することが検討されるべきである」とするウィーン宣言及び行動計画が採択されました。

このような国際的な潮流の中、国連は世界平和と秩序のキーワードが「人権」であることを確認し、1994 年(平成 6 年)の第 49 回総会において 1995 年(平成 7 年)から 2004 年(平成 16 年)までを「人権教育のための国連 10 年」とする決議を採択し、具体的なプログラムとして「人権教育のための国連 10 年行動計画」が提起されました。さらに、2004 年(平成 16 年)に国連人権委員会において「人権教育のための世界計画」を提案する「人権教育の国連 10 年フォローアップ決議」が無投票で採択されました。「人権教育のための世界計画」では、終了期限を設けず 5 年ごとのフェーズと行動計画が策定され、現在は、こどもと若者に焦点を当てた第 5 フェーズ(2025 年(令和 7 年)～2029 年(令和 11 年))が展開されています。

また、2011 年(平成 23 年)には、企業活動において人権を尊重する責任を明確化した「ビジネスと人権に関する指導原則」が国連で採択され、国家の義務や企業の責任が示されました。

さらに、2015 年(平成 27 年)には、すべての人々の人権が尊重される平和で公正な世界等をめざす「持続可能な開発目標(SDGs)」が記載された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が採択され、「地球上の誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包括性のある社会の実現に向けた取組が進められています。

(2) 国の取組

国は、「人権教育のための国連 10 年」の決議を受けて、1995 年(平成 7 年)12 月に閣議決定により内閣総理大臣を本部長とする「人権教育のための国連 10 年」推進本部を設置し、1997 年(平成 9 年)に国内行動計画を策定しました。

また、2000 年(平成 12 年)には「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」を制定

し、人権教育及び人権啓発についての理念と国、地方自治体及び個人の責務等を明記するとともに、この法律第 7 条に基づき「人権教育・啓発に関する基本計画」を 2002 年(平成 14 年)3 月に策定しました。

さらに、個別の人権問題に対応するための法整備も進めました。2000 年(平成 12 年)には、児童虐待が社会問題化したことを受け、「児童の虐待防止等に関する法律」を制定し、2001 年(平成 13 年)には、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制の整備を図るため、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」を制定したほか、2005 年(平成 17 年)には、高齢者の権利利益の擁護に資することを目的とした「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」、2008 年(平成 20 年)には、ハンセン病の患者であった者の福祉の増進や名誉回復等のための措置を講じることを目的とした「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」、2013 年(平成 25 年)には、いじめの防止と早期発見、被害者の保護を図るため、「いじめ防止対策推進法」を制定しました。

2016 年(平成 28 年)には、いわゆる「人権三法」とよばれる「障害者差別解消法」、「ハイトスピーチ解消法」、「部落差別解消推進法」が相次いで施行されました。

近年では、2023 年(令和 5 年)に、すべてのこどもが個人として尊重され、意見を表明する機会が確保されることなどを定めた「こども基本法」、性的指向^{※1}及びジェンダーアイデンティティ^{※2}の多様性に寛容な社会の実現に資することを目的とした「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」、2024 年(令和 6 年)に、生活困窮、性暴力、家庭関係破綻など複雑な課題を抱える女性に対し、民間団体との協働やアウトリーチを含めたきめ細やかな支援体制の構築を目的とした「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」を制定しました。

2025 年(令和 7 年)には、社会経済情勢の変化や国際的潮流の動向を踏まえ、「人権教育・啓発に関する基本計画(第二次)」が策定されました。

(3) 大分県の実取組

大分県では、1997 年(平成 9 年)10 月に「人権教育のための国連 10 年大分県推進本部」を設置し、1998 年(平成 10 年)3 月には「人権文化」を築くことを目標として人権教育のための国連 10 年「大分県行動計画」を策定し、様々な取組を実施してきました。

※1 性的指向

恋愛感情又は性的感情の対象となる性別についての指向。具体的には、異性愛・同性愛・両性愛・無性愛等がある。

※2 ジェンダーアイデンティティ

自己の属する性別についての認識に関するその同一性の有無又は程度に係る意識。

さらに、この「人権教育のための国連10年」の基本的考え方の趣旨を踏まえて、2005年(平成17年)1月に「大分県人権施策推進本部」を設置し、人権施策を総合的に推進するための指針として「大分県人権施策基本計画」を策定しました。

また、この基本計画に基づき、2008年(平成20年)12月に「大分県人権尊重社会づくり推進条例」を策定し、2010年(平成22年)には条例に基づき「大分県人権尊重施策基本方針」及び「大分県人権尊重施策基本方針 実施計画」を策定しました。

その後、社会情勢の変化や定期的に行う「人権に関する県民意識調査」等を踏まえ、概ね5年ごとに基本方針の改定を行い、2025年(令和7年)に「大分県人権尊重施策基本方針(第4次)」を策定しました。

(4) 本市の取組

本市では、大分市総合計画「未来へつなぐ おおいたビジョン 2034」において、「誰もが”幸せ“を実感できるまち OITA」を実現するため、3つの「基本的な政策」の一つとして「共生する社会を実現し、安心して暮らせるまち」を掲げ、人権尊重社会の形成に向け、一人ひとりが人権を尊重し合い、生きる喜びを実感できる地域共生社会の実現に取り組んでいます。

これまで、本市では1996年(平成8年)3月に「大分市あらゆる差別の撤廃及び人権の擁護に関する条例」を制定し、日本国憲法及び世界人権宣言の理念に基づき、あらゆる差別の撤廃と人権の擁護に努めてきました。

1998年(平成10年)10月には「人権教育のための国連10年」に係る施策を総合的かつ効果的に推進するため、「大分市人権教育のための国連10年推進本部」を設置し、1999年(平成11年)に人権教育・啓発に関して幅広く市民の意見を聞くために「大分市人権教育推進懇話会」を設け、同年11月には、「人権教育のための国連10年大分市行動計画」を策定しました。

この行動計画では「人権という普遍的文化の創造」を目指すことを基本に、「思いやりとやさしさのある地域社会の実現」を目標として、市民が主体的に取り組めるよう、人権に関する学習機会の提供、教材の開発、指導者の養成、情報の提供、また、学校教育、社会教育、企業等一般社会における人権教育、さらに人権にかかわりの深い特定の職業従事者の研修など、あらゆる場を通じた人権教育を推進してきました。

この行動計画は、2004年(平成16年)12月31日をもって終了しましたが、この間、市民の人権問題に対する理解と認識の点で、一定の成果を挙げることができました。

しかしながら、多くの人権問題が依然として未解決のまま存在し、また、国際化、高齢化、少子化、情報化等の社会情勢の変化に伴い、新たな人権に関する課題も生じてきたことから、2004年(平成16年)12月に、人権意識の高揚のための人権教育・啓発について、これまでの行動計画に基づく人権教育・啓発で積み上げられた成果・評価を踏まえ、思いやりとやさしさから一歩踏み込んだ行動力の涵養を図りながら総合的かつ効果的に推進

するための指針となる「大分市人権教育・啓発基本計画」を策定しました。

この基本計画の策定に合わせ「大分市人権教育のための国連 10 年推進本部」を「大分市人権教育・啓発推進本部」に、「大分市人権教育推進懇話会」を「大分市人権教育・啓発推進懇話会」に改め体制の整備を図りました。

2010 年(平成 22 年)からは、市民の人権問題に関する意識の現状を把握・分析し、人権教育・啓発に関する施策を効果的に推進するための基礎資料とすることを目的に、「人権に関する市民意識調査」を 5 年ごとに実施しています。

また、2013 年(平成 25 年)7 月には、これまで地域住民の生活文化の改善及び向上を図り、市民福祉の増進に資することを目的として設置された「旭町文化センター」に加え、基本的人権尊重の精神に基づき、あらゆる人権課題の解決に向けた人権啓発の推進及び人権に関する市民の交流を図ることを目的とする人権啓発センター(ヒューレおおいた)を開設するなど、本市における人権教育・啓発の拠点整備にも取り組んできました。

2026 年(令和 8 年)3 月には、差別は許されないという考えのもと、あらゆる人権課題の解決に積極的に取り組む姿勢を明確に示すとともに、市民、事業者、行政が一体となり、差別のない、一人ひとりが互いの人権を尊重し合う社会の実現を目指し、「大分市一人ひとりが互いの人権を尊重し合う社会づくり条例」を制定しました。また、本条例に基づき、それまでの「大分市同和対策協議会」と「大分市人権教育・啓発推進懇話会」を整理、統合し、人権施策の推進に関する事項や基本計画について調査・審議するため、「大分市人権施策推進審議会」を設置しました。

2 基本的考え方

(1) 趣旨

本市では、本年4月に、市民、事業者、行政が一体となり、差別のない、一人ひとりが互いの人権を尊重し合う社会の実現を目指し、「大分市一人ひとりが互いの人権を尊重し合う社会づくり条例」を制定しました。

この条例を踏まえ、また、現行の「大分市人権教育・啓発基本計画」が本年度で前回の改定から10年目を迎えることから、この度、令和9年度からの5年間における取組の指針となる新たな「大分市人権教育・啓発基本計画」を策定することとしました。

本計画は、新たに制定した条例の趣旨を受けて、国の「人権教育・啓発に関する基本計画(第二次)」や県の「大分県人権尊重施策基本方針(第4次)」を踏まえ、さらに本市の最上位計画である大分市総合計画「未来へつなぐおおいたビジョン2034」との整合を図りながら、本市における人権教育・啓発の「基本目標」及びその実現に向けた「基本姿勢」を明らかにしています。また、これらのもとで、各人権問題における「めざす姿」とその「基本方針」を示すことで、本市における人権に関する施策を総合的かつ計画的に推進する計画としています。

(2) 基本目標

すべての人々の人権が尊重される社会の実現は、「人権という普遍的文化の創造」を目指すという人類共通の願いであります。差別は許されないという考えのもと、市民が互いの人権を尊重し合える社会の実現を目指し、基本目標を次のとおりとします。

■ 基本目標

市民一人ひとりが互いの人権を尊重し合い、共に生きる喜びを実感できる
地域社会の実現

(3) 基本姿勢

基本目標の実現に向けて取り組むにあたり、次の3つの基本姿勢を定めます。

① 共生の心を育む ―共に生きる喜びの実現―

現代社会では、性別、年齢、障がい、社会的身分、門地、民族、人種、国籍、病気、性的指向、性自認、信条など、さまざまな違いのある人々が共に暮らしています。

こうした違いに対する偏見や思い込みによって、人を不当に扱ったり、排除したり、差別的な言動をとったりすることは、人権侵害につながる場合があります。どのような立場や背景の人であっても、互いの存在や価値を認め合い、尊重しながら共に生きる姿勢が大切になります。

市民一人ひとりが、それぞれの個性や違いを尊重し、さまざまな文化、多様性を認め合い、支え合いながら共に生きる社会を構築していくため、共生の心の育成を推進していきます。

② あらゆる機会を通じた人権教育の推進 ―みんなで学ぶ人権―

人権尊重の理念を社会全体に根付かせるためには、市民一人ひとりが日常のさまざまな場面で人権について考え、理解を深めていくことが必要です。人権意識は一度の学習で身につくものではなく、家庭、地域、学校、職場など、生活のあらゆる機会を通じて継続的に学ぶことで育まれます。

人権教育を生涯にわたる学びとして位置づけ、市民が多様な場面を通じて人権に対する意識を高め、人権問題について主体的に学習できるよう、効果的な取組を推進していきます。

③ 連携の促進 ―みんなで進める人権教育・啓発―

人権教育・啓発は、行政のみで対応できるものではなく、市民一人ひとりが取り組んでいく必要があります。

家庭、地域、学校、職場などのあらゆる場において、行政、市民、事業者が、それぞれの役割を果たすとともに、相互に連携しながら効果的な人権教育・啓発を推進していきます。

3 推進体制等

(1) 推進体制

人権教育・啓発に関する施策を総合的かつ効果的に推進するため、庁内に「大分市人権教育・啓発推進本部」を設置し、関係部局との緊密な連絡調整を図りながら、全庁体制で人権尊重の視点に立った取組を進めます。

また、諮問機関として学識経験者等で構成する「大分市人権施策推進審議会」を設置し、公正の確保と透明性の向上に努めつつ、広く意見を聴収し、その内容を計画の推進に反映します。

さらに、市民、事業者、国、県、他の地方公共団体をはじめ、人権に関わる民間団体やNPO 等の関係機関との連携を一層強化し、相互の協力体制のもとで「基本目標」の実現に向けて取り組みます。

(2) 市民意識調査の実施

市民の人権問題に関する意識の現状を把握・分析し、今後の人権教育・啓発に関する施策を効果的に推進するための基礎資料とすることを目的として、人権に関する市民意識調査を 5 年毎に実施しており、2025 年度(令和 7 年度)に当該調査を実施しています。

(3) 行動計画の策定

基本計画に基づき、具体的な事業及び取組を示した行動計画を策定し、人権教育・啓発に関する施策を着実に推進します。

(4) 基本計画及び行動計画の確認と見直し

人権教育・啓発に関する前年度の施策(行動計画)について、その実施状況を総合的に点検・評価し、その結果を次年度の人権施策(行動計画)へ適正に反映させることで、基本計画の着実な推進と実効性の高い行動計画の実施に努めます。

また、基本計画は、国、県の動向や、社会情勢の変化、施策の進捗状況等を踏まえ、5 年毎に見直しを行うものとし、行動計画は必要に応じて適宜見直しを行うものとします。

(5) 計画の期間

この基本計画の期間は、2027 年度(令和 9 年度)から 2031 年度(令和 13 年度)までの 5 年間とします。

4 計画の体系図



第2章 人権問題の現状と課題への対応

女性や子ども、高齢者、障がい者、部落差別(同和問題)、外国人、感染症等をめぐる人権問題、性的マイノリティ^{※1}の人々、災害に伴う人権問題などのほか、インターネット上の人権侵害などの課題横断的な人権問題について、その「現状と課題」、「めざす姿」及び「基本方針」を以下に示します。

【1】 各人権問題に対する取組

1 女性の人権問題

■ 現状と課題

男女が性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現を目指し、国において1999年(平成11年)に「男女共同参画社会基本法」が制定され、男女共同参画や女性の地位向上に向けた取り組みが進められてきました。また、2015年(平成27年)には、働くことを希望する女性が、その個性と能力を十分発揮して活躍できるよう「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が制定されました。さらに、2024年(令和6年)には、困難な問題を抱える女性一人ひとりのニーズに応じて、切れ目のない包括的な支援の推進を目的とした「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が施行されました。

本市では、男女共同参画社会の実現を図るため、1999年(平成11年)に「おおいた男女共同参画推進プラン」を策定し、社会経済情勢の変化に応じて改定を重ねながら、同プランに基づく男女差別の解消に向けた取り組みを進めています。

しかしながら、人々の意識や行動、社会の習慣・慣行の中には、いまだ女性に対する差別や女性はどうあるべき・男性はどうあるべきといった伝統的・固定的な性別役割分担意識やアンコンシャス・バイアス(無意識の偏見、思い込み)が存在し、女性の主体的な生き方を阻む要因となっています。

2025年(令和7年)に本市が実施した「男女共同参画に関する市民意識調査」では、「1日の平均家事・育児時間は何時間ですか」という設問に対し、男性は「2時間未満」が44.5%と最も高く、女性は「2～4時間未満」が33.2%と最も高くなっています。また、「0

※1 性的マイノリティ

同性に恋愛感情をもつ人や、自分の性に違和感がある人のこと。最近ではLGBTQなどと呼ばれる。L:女性の同性愛者(レズビアン)、G:男性の同性愛者(ゲイ)、B:両性愛者(バイセクシュアル)、T:体と心の性に違和感がある人(トランスジェンダー)、Q:クエスチョニング、キア(性自認や性的指向が明確でない人、固定的でない人、定義づけたくない人など)

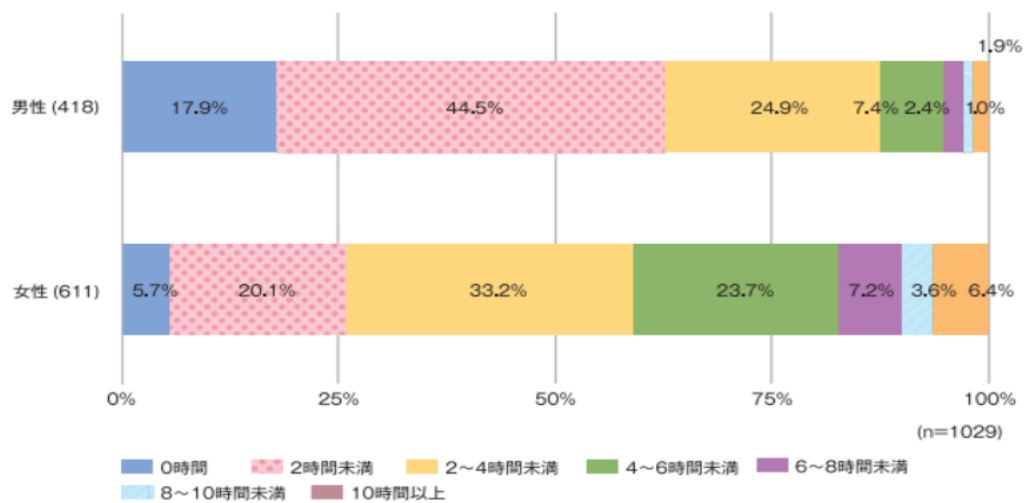
時間」と「2 時間未満」を合わせた割合は、男性が 62.4%と過半数を占めているのに対し、女性は 25.8%にとどまっており、依然として固定的性別役割分担意識が根強いことがうかがえます。

こうした中、2022 年(令和 4 年)の、本市の合計特殊出生率※¹は 1.47 と、依然として人口を維持できる水準とされる 2.07 には及ばない状況となっています。少子・高齢化の進行、家族形態が変化する中、男女を問わず多様な働き方を可能とする労働環境の整備を図ることが喫緊の課題となっています。

また、女性をめぐる課題は多様化・複合化しており、DV や性犯罪の被害者には女性が多く見られます。その背景には、性別役割の固定観念や経済格差、職場や家庭での上下関係など、社会的・構造的な問題が存在しています。

こうした課題を解消するためには、固定的な性別役割分担意識の解消や男女がともに多様な働き方を実現できる環境づくりを推進するとともに、相談体制の充実や性犯罪・性暴力被害者等困難な問題を抱える女性への支援など、人権尊重の視点に立った取組を進めていく必要があります。

▶ 1日の平均家事・育児時間は何時間ですか。



〈令和7年度 男女共同参画に関する市民意識調査〉

※1 合計特殊出生率

一人の女性が生涯、何人の子どもを生むのかを推計した値。

■ めざす姿

男女が互いにその人権を尊重しつつ、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現

■ 基本方針

(1) 男女共同参画社会に向けた意識づくり

- ・「固定的性別役割分担意識」や「アンコンシャス・バイアス(無意識の偏見・思い込み)」の解消など、意識改革のための周知・啓発活動を推進します。
- ・人権尊重への理解を深め、ハラスメントやいじめをなくすための教育・学習の充実を図ります。

(2) あらゆる分野における男女の活躍

- ・女性とその能力を十分に発揮することができるよう、女性の経済的自立などエンパワーメント※1につながる取組を進めます。
- ・男女がともに家事・育児・介護・地域活動へ参画することへの理解を深めるための啓発活動に取り組みます。

(3) 男女が安心できる生活の確保

- ・男女がお互いの身体的性差を理解し合い、男女平等の観点から生命の尊厳や性に関する理解を深めるための啓発活動を推進します。
- ・性暴力被害の防止、妊娠・出産期における女性の健康支援、女性の貧困等への対策について取組を進めます。

(4) 配偶者等からの暴力の根絶

- ・DV について正しく理解し、身近な問題としてとらえることができるよう啓発活動を推進します。
- ・被害者が早い段階で相談できるよう、相談窓口の周知、相談体制の充実を図ります。

※1 エンパワーメント

女性のエンパワーメントは、女性が自分自身の生活と人生を決定する権利と能力を持ち、様々なレベルの意思決定過程に参画し、社会的・経済的・政治的な状況を変えていく力を持つこと。

2 こどもの人権問題

■ 現状と課題

こどもや子育てを取り巻く環境は、地域コミュニティの希薄化や家族形態の多様化、情報化社会の進展などにより大きく変化しており、孤立感や精神的・経済的負担を抱える家庭が増加しています。また、こどもが犯罪(性犯罪を含む)に巻き込まれる事案や、児童虐待、いじめや不登校、ヤングケアラー※¹など、こどもを巡る問題は複雑化・多様化しています。また、スマートフォンがこどもたちの間でも広く普及したことに伴い、SNS上での誹謗中傷や仲間外れなど、新たな形態の人権侵害が生じており、こどもたちが様々な情報に接することができるメリットがある一方で、規範意識の形成や情報モラル※²の醸成が課題となっています。

このような中、日本国憲法及び「児童の権利に関する条約」(1989年(平成元年)採択、日本は1994年(平成6年)批准)の精神にのっとり、2023年(令和5年)に施行された「こども基本法」では、すべてのこどもは大切にされ、個人として尊重され、その基本的人権が保障されることに加え、年齢や発達の程度に応じて自分に直接関係する物事に意見を言える機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されることなどが基本理念として示されています。この法律に基づき、こどもを権利の主体として認識したうえで、こどもたち一人ひとりの人権や個性を尊重し、自他を大切にすると心豊かな人間性を育むことが重要となっています。

本市では、2004年(平成16年)に庁内横断的組織である「児童虐待問題等特別対策チーム」を発足させ、情報の一元化を図るとともに、2006年(平成18年)には、虐待などの人権侵害の疑いがあるこどもを早期に発見・把握するため、医療・教育・警察などの関係機関と行政で構成する「要保護児童対策地域協議会」を設置しました。

また、2014年(平成26年)に「大分市いじめ防止基本方針」、2024年(令和6年)に「OITA COCOLO PLAN」を策定し、いじめや不登校の未然防止等の取組を推進するとともに、2025年(令和7年)には、こどもと子育てに関する総合的な計画である「第3期すくすく大分っ子プラン」を策定するなど、こどもの人権を守り、すこやかな育ちをめざす取組を推進してきたところです。

さらに、2024年(令和6年)には、母子保健・児童福祉の両機能が一体的に相談支援を行う機関として、こども家庭センターを設置し、すべての妊産婦、子育て世帯、こどもに対し切れ目なく、もれなく対応し、包括的な支援に努めているところです。

※1 ヤングケアラー

家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者。

※2 情報モラル

情報社会で適正な活動を行うための基になる考え方と態度。

こどもの人権問題の解決にあたっては、多様な価値観を認め合い、他者と対話・協働しながら自ら判断し、行動できる力を育成するとともに、こどもが安心して意見を表明できる環境づくりを進めることが重要であり、家庭・学校・地域及び関係機関が連携し、こどもの育ちを支え、こどもの人権についての理解を深め、すべてのこどもたちが安心して学び、成長できる社会づくりに取り組んでいく必要があります。

■ めざす姿

こども一人ひとりの人権が尊重され、安心して学び、すこやかに育ち、自分らしく生きることができる地域社会の実現

■ 基本方針

(1) 子育て支援の推進

「第3期すくすく大分っ子プラン」の目指す姿である「誰もが安心してこどもを産み育てることができ、すべてのこどもがすこやかに育つことができる大分市」の実現にむけ、次の3つを基本理念として各種施策に取り組みます。

- ・ 良質かつ適切な教育・保育・子育て支援を総合的に提供することで、こどもにとって最善の利益を目指します。
- ・ ライフステージに応じて、子育て家庭を切れ目なく支援するとともに、多様な子育てニーズに対応することができるよう、こどもや家庭へきめ細かな支援を提供します。
- ・ 保護者が子育てに第一義的責任を有することを前提としつつ、行政をはじめ、企業や地域住民などが一体となり、地域や社会全体でこどもや子育て家庭を支えます。

(2) こどもの人権を尊重する教育活動

家庭や地域と連携・協働し、各教科や総合的な学習の時間、特別活動等、学校の教育活動全体を通じて、豊かな人間性と社会性を育む教育活動の充実に努めます。

(3) 教職員研修の充実

こどもたちの人権意識を高めるための教職員研修の充実を図ります。

(4) こどもの人権意識を高める教育活動

人権に関する知的理解の深化及び人権感覚の育成を図ることにより、自らが権利の主体であることを学び、他の人の立場に立って考える力や差別に気づき行動できる力を育成する教育活動を推進します。

(5) 相談・支援等による環境づくりの充実

いじめの未然防止、早期発見・早期対応に努めるとともに、関係機関等との連携及び不登校対策の取組として、多様な学びの場の確保を推進し、児童生徒の社会的自立に

向けた、誰一人取り残されない支援の充実を図ります。

また、いじめ・不登校、虐待に関する問題への対応や解決に向けて、こども・家庭が相談しやすい環境づくりや援助活動の充実を図ります。

3 高齢者の人権問題

■ 現状と課題

大分市の2023年(令和5年)9月末現在の高齢者人口は134,732人で、高齢化率は28.4%となっています。人口減少が進行する中においても、高齢者人口は今後も増加すると見込まれており、高齢化率の上昇に伴い、認知症高齢者やひとり暮らし高齢者世帯、高齢者夫婦のみの世帯の増加が予想されます。

こうした高齢化の進行に伴い、深刻化する課題の一つが認知症です。2024年(令和6年)5月に公表された国の調査研究報告によると、2040年には認知症の人が約584万人に達し、65歳以上の高齢者の約6.6人に1人が認知症になると見込まれています。また、2024年(令和6年)に施行された「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」では、認知症の人が尊厳を保持しながら希望を持って暮らすことができるよう、認知症施策を総合的かつ計画的に推進することとされています。

また、近年では高齢者を狙った悪徳商法や特殊詐欺が多発しているほか、高齢化や核家族化に伴う介護疲れや老々介護などを背景として、「身体的虐待」「性的虐待」「心理的虐待」「経済的虐待」「介護の放棄・拒否・怠慢(ネグレクト)」といった高齢者の人権侵害も深刻な社会問題となっています。

こうした状況を踏まえ、本市では、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、その能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、「地域包括ケアシステム^{※1}」の深化・推進を図る必要があります。このため、2024年(令和6年)3月に、令和6年度から令和8年度までを計画期間とする「大分市高齢者福祉計画及び第9期大分市介護保険事業計画(おおいた市地域包括ケアシステム推進プラン)」を策定しました。

高齢者一人ひとりの意思を尊重しながら、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができる環境づくりを進めるとともに、認知症に関する正しい知識と理解の普及啓発を図り、地域全体で支え合う共生社会の実現に向けた取組を推進していくことが重要です。

■ めざす姿

高齢者一人ひとりの尊厳と権利が守られ、自分らしく安心して暮らせる社会の実現

※1 地域包括ケアシステム

高齢者が住み慣れた地域で、自分らしい生活をできるだけ長く続けられるように、医療・介護・福祉などが連携して支える仕組み。

■ 基本方針

(1) 尊厳ある暮らしを続けるための支援

高齢者の権利擁護を推進するため、高齢者虐待の早期発見・早期対応を図るとともに、成年後見制度^{※1}の利用促進を図ります。

また、認知症の人の尊厳を保持するため、認知症に関する正しい知識と理解の普及を進めます。

(2) 安心な暮らしを支える環境づくり

高齢になっても自分らしくいきいきと過ごすことができるよう、介護予防や自立支援の充実、地域住民による高齢者を支える体制づくり、高齢者自身が就労や様々な活動に参加する機会の確保に努めます。

(3) 相談体制の充実

本人やその家族、地域住民等が必要な支援を受けられるよう、地域包括支援センターや成年後見センターをはじめとする各種相談窓口において、様々な相談に対応するとともに、必要な情報提供やサービスの紹介ができるよう相談体制の充実に努めます。

4 障がい者の人権問題

■ 現状と課題

障がいのある人が受ける「制限」は、本人の心身の機能だけに起因するのではなく、社会が備える物的・制度的・慣行的・概念的な障壁によって生じる面が大きいため、こうした社会的障壁を積極的に取り除く(ノーマライゼーション)必要があります。

国は、障がいを理由とする差別の解消を目的として、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)」を2016年(平成28年)に施行しました。本法は、公共分野・民間分野における差別的取扱いの禁止や、合理的配慮^{※2}の提供を通じた実質的平等の確保を基本理念としています。制定当初は法の趣旨に基づく努力義務が中心でしたが、2024年(令和6年)4月の改正により、民間事業者への義務化や適用範囲の整理、具体的な対応例や判断基準の提示などが行われ、各事業者には、当事者の意向を尊重した柔軟な対応と、支援体制の整備を一層進めることが求められています。

※1 成年後見制度

認知症や知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が不十分な方に、財産の管理・身上監護等本人の権利を守る者(成年後見人等)を選任し、本人の財産や権利を守る制度。

※2 合理的配慮

障がい者から、社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたときに、負担が重すぎない範囲で対応すること。

また、2012年(平成24年)10月に施行された「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(障害者虐待防止法)」は、障がい者に対する虐待がその尊厳を害し、自立や社会参加を妨げるものであることを踏まえ、虐待の禁止や国・自治体等の責務を定めるとともに、虐待を受けた障がい者の保護・自立支援や養護者への支援などを通じて、障がい者の権利利益の擁護を図ることを目的としています。

しかしながら、障がい者虐待は依然として発生しており、身体的虐待、心理的虐待、性的虐待、経済的虐待および介護・養護の放棄・放任といった多様な類型が報告されています。背景には事業所における人手不足や職員の障がいへの理解の不足、家庭における養護者にかかる負担などがあるとされています。さらに、成年後見制度の利用促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的として、2018年(平成30年)に制定された「成年後見制度の利用の促進に関する法律」に関して、2022年(令和4年)に「第二期成年後見制度利用促進基本計画」が閣議決定され、本市においても利用促進に向けて広報・普及活動を行ってきたところです。

近年、障がい者は増加傾向にあり、障がいの重度化、複雑化等により、障がい者のニーズも多様化する中、発達障がい児(者)等の支援、さらには高齢化に伴う親なき後の支援など、様々な対応が求められています。こうした状況を踏まえて、本市では、障がいの有無に関わらず、すべての市民が互いの人格と個性を尊重し共に暮らせる社会をめざし、2025年(令和7年)3月に「第4期大分市障がい者計画」(令和7年～令和11年)を策定したところです。引き続き、障がいのある人が自立し、幅広く活躍できるよう、相互理解の促進や障がい者への情報提供の充実など、地域における包括的な支援を強化していく必要があります。

■ めざす姿

障がいのある人もない人も誰もが分け隔てなく地域でともに生き、ともに支え、ともに参画できる地域共生社会の実現

■ 基本方針

(1) 障がいに対する理解の促進及び障がい者差別解消の推進

障がい及び障がい者に対する理解の促進を図るとともに、障がいを理由とする差別の解消及び合理的配慮の提供の推進に向け、市民及び事業者等への啓発を図ります。

(2) 障がい者虐待防止体制の充実

障がい者虐待の未然防止及び早期発見・早期対応を推進するため、関係機関との連携のもと、虐待防止に係る啓発及び相談・支援体制の充実を図ります。

(3) 成年後見制度の利用促進・普及啓発

知的障がいや精神障がいなどの理由により、判断能力が不十分な人の権利擁護を推進するため、成年後見制度の周知及び利用促進を図るとともに、相談・支援体制の充実を図ります。

(4) 発達障がい児(者)に対する相談・支援体制の充実

発達障がい児(者)が安心して地域社会で暮らせるよう、関係機関と連携を図りながら、幼児期から成人期までの各ライフステージに対応する一貫した相談・支援体制の充実に努めます。

5 部落差別(同和問題)

■ 現状と課題

1965年(昭和40年)の同和対策審議会答申では、「同和問題とは、日本社会の歴史的発展の過程において形成された身分階層構造に基づく差別により、日本国民の一部の集団が経済的・社会的・文化的に低位の状態におかれ、現代社会においても、なお著しく基本的人権を侵害され、特に、近代社会の原理として何人にも保障されている市民的権利と自由を完全に保障されていないという、もっとも深刻にして重大な社会問題である」と位置付け、その早急な解決を図ることは「国の責務であり、同時に国民的課題である」との基本認識が示されました。

これを受け、同和対策事業特別措置法^{※1}やその後に制定された法律により同和行政が積極的に推進されました。

本市においても、部落差別(同和問題)は、基本的人権にかかわる重大な社会問題であり、その解決は市政の重要課題であるとして、これまで環境整備や啓発事業など各種施策を積極的に推進してきました。

その結果、生活環境の改善や産業基盤の整備などの物的事業は相当の成果をみており、同和地区と周辺地域との格差はほとんどみられなくなりました。

これまで、人権教育・啓発により差別意識の解消については一定の成果がみられるものの、全国的には就職や結婚など人生の重要な場面で偏見や差別が生じる事例が依然として報告されており、同和対策事業特別措置法等の時限法が終結以降も、部落差別(同和問題)についての理解と認識は必ずしも十分とは言えない状況にあります。

※1 同和対策事業特別措置法

対象地域における生活環境の改善や福祉の向上、産業・教育の振興などに寄与することを目的とした時限立法。1969年(昭和44年)に制定され、2002年(平成14年)に失効した。

さらに、近年では、インターネットやSNSの普及に伴い、差別の形態も変化し、SNSや匿名掲示板での差別的な書き込みなどが問題となっております。

こうした状況を踏まえ、2016年(平成28年)12月に施行された「部落差別の解消の推進に関する法律(部落差別解消推進法)」では、「現在もなお部落差別が存在する」との認識が明確に示され、「基本的人権を保障する憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであり、解消することが重要な課題」であるとしています。

部落差別(同和問題)については、現在も社会全体で取り組むべき人権課題として、正しい認識と理解を深めていくことが重要であり、人権意識の高揚や差別解消に向けた人権教育・啓発を推進し、課題解決に向けて持続的に取り組んでいく必要があります。

■ めざす姿

すべての市民が等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されている、部落差別のない社会の実現

■ 基本方針

(1) 教育・啓発の推進

市民一人ひとりが部落差別(同和問題)についての正しい認識と理解を深めることができるよう、あらゆる機会を通じた人権教育・啓発の推進に取り組みます。

(2) 相談体制の充実

部落差別(同和問題)の解消に向け、国、他の地方公共団体、その他の関係機関等と緊密な連携を図りながら、相談に的確に応じることができるよう相談体制の充実に努めます。

6 外国人の人権問題

■ 現状と課題

近年、少子高齢化による労働力不足、社会経済活動のグローバル化などを背景に在留外国人が増加し、地域社会や経済を支える身近な存在となっております。本市においても外国人住民数は増加傾向にあり、2026年3月末現在、5,595人となり、市人口の約1.2%を占めています。技能実習や特定技能、留学など、在留資格は多岐にわたり、国籍や言語、文化的背景の多様化が進んでいます。

こうした中、本市では、互いの文化や価値観を理解し尊重しながら、地域社会の一員として安心して暮らすことができる多文化共生^{*1}社会の実現を目指し、2025年(令和7年)3月に「大分市国際化・多文化共生推進計画(第5次大分市国際化推進計画)」を策定し、生活支援や国際化を担う人材の育成などの各種施策を推進しています。

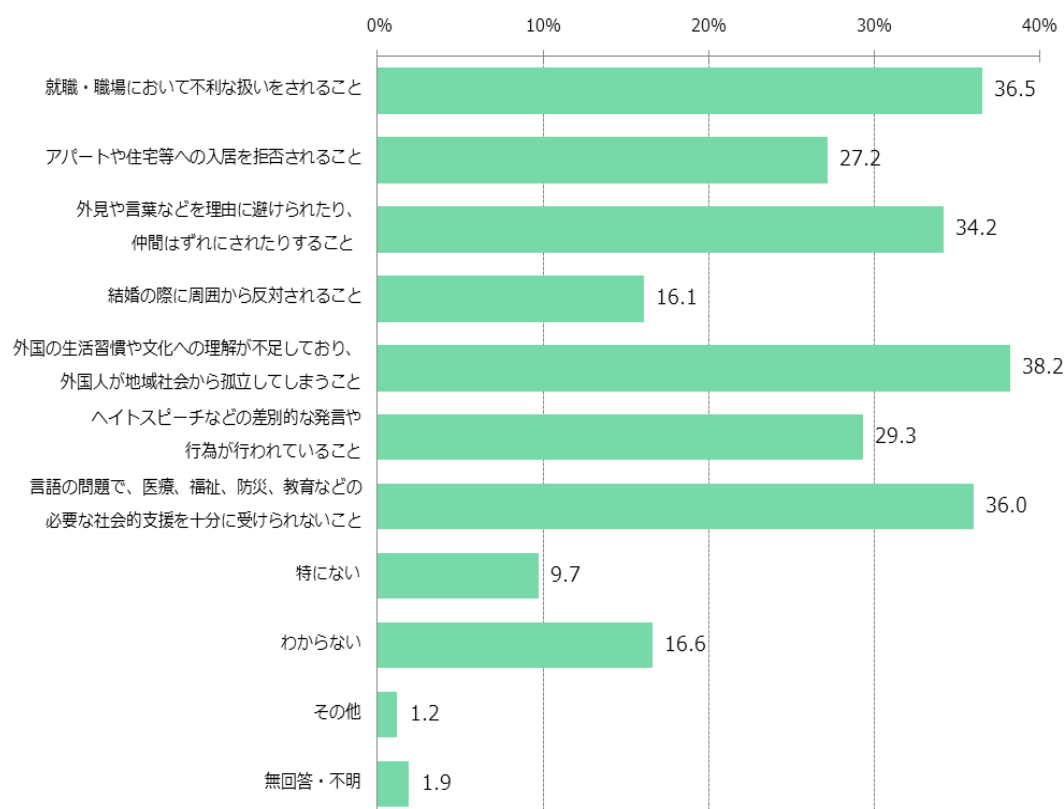
一方で、全国的には、特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動、いわゆるヘイトスピーチなどが社会問題となっているほか、言語、宗教、生活習慣、価値観等への理解不足から生じる偏見や誤解により、就労や入居時における差別的な扱いなども見られています。本市においても、外国人市民の増加や多様化が進む中で、こうした課題への対応が今後さらに重要になっていくものと考えます。

2025年(令和7年)に本市が実施した「人権に関する市民意識調査」では、「外国の生活習慣や文化への理解が不足しており、外国人が地域社会から孤立してしまうこと」、「就職・職場において不利な扱いをされること」、「言語の問題で、医療、福祉、防災、教育などの必要な社会的支援を十分に受けられないこと」などが、外国人の人権に関する問題として認識されています。

また、外国人の人権を守るために必要なこととして、「外国人が日本の文化や社会事情を理解する機会を増やす」に次いで、「日本人が外国の文化や社会事情を理解する機会を増やす」との回答が多く、相互理解を深める取組の重要性がうかがえます。

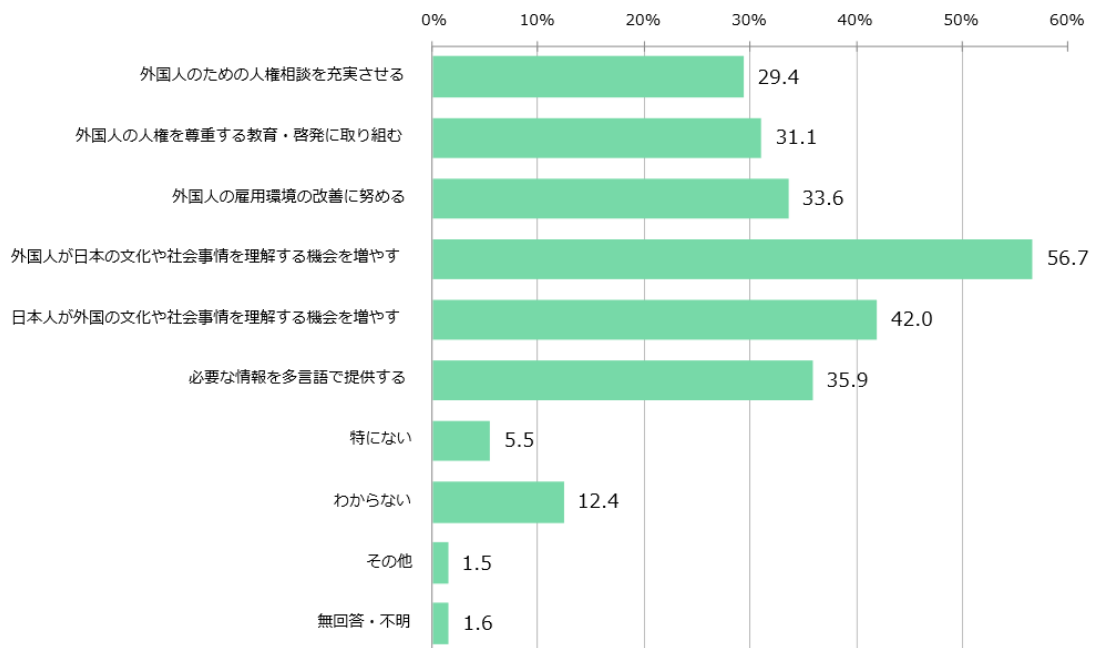
今後は、多文化共生の取組を進めるとともに、外国人の人権についての正しい理解と認識を深め、偏見や差別の解消、相互理解の促進に向けた教育・啓発を推進していく必要があります。

- ▶ 日本に居住する外国人に関することで、人権上、特に問題があると思うのはどのようなことですか。



〈令和7年度 人権に関する市民意識調査〉

▶ 日本に居住する外国人の人権を守るために、どのようなことが必要だと思いますか。



〈令和7年度 人権に関する市民意識調査〉

めざす姿

外国人市民が安心して暮らしやすい環境が整うとともに、国際感覚豊かな人が増え、互いの文化や価値観を尊重し合う多文化共生社会の実現

基本方針

(1) 外国人市民が安心して暮らせる環境づくりの推進

様々なバックグラウンドを持つ外国人市民が地域の一員として安心して暮らすことができるよう、教育や就労等の各分野において、関係機関と連携しながら必要な支援につながりやすい環境づくりに努めます。

(2) 多文化共生への理解促進

異文化理解・国際理解教育の推進等を目的とする講座・イベントを開催し、市民の多文化共生に関する理解を深めるとともに、学校教育や社会教育においても、多様な習慣・文化を理解・尊重する姿勢を育成するための教育・啓発の充実を図ります。

また、外国人市民と日本人市民の相互理解を深めるため、国際交流活動等への参加を促すとともに、多様な文化や価値観に触れる機会の充実を図ります。

※1 多文化共生

国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員としてともに生きていくこと。

7 感染症等をめぐる人権問題

■ 現状と課題

医療技術の進歩や医療体制の整備、医療費助成制度や療養生活支援、患者等の人権擁護に関する法律の整備により、感染症や難病、精神疾患等の患者・家族に対する社会の偏見や不合理な取扱いが徐々に改善されてきています。しかし、正しい知識や理解の不足から、いまだに社会生活の様々な場面で人権問題が生じています。

特に感染症に関しては、‘感染する’という特性ゆえに、ややもすると患者や感染者の排除につながりかねない側面を有しています。

新型コロナウイルス感染症の世界的大流行においては、感染者や医療従事者と、その家族等への偏見や差別が深刻な問題となり、円滑な医療及び社会経済活動等に影響が及ぶ事態となりました。こうした状況を踏まえ、2021年(令和3年)に「新型インフルエンザ等対策特別措置法」が改正され、差別的取扱い等を防止するための啓発活動が国及び地方公共団体の責務として規定され、基本的人権の尊重が目標として掲げられました。

HIV感染症は、進行性の免疫機能障がいの特徴とする疾患であり、HIVによって引き起こされる免疫不全症候群のことを特にエイズ(AIDS)と呼んでいます。HIV感染症は、その感染経路が特定されている上、感染力もそれほど強いものではなく、正しい知識に基づいた通常の日常生活を送る限り、いたずらに感染を恐れる必要はなく、また、新しい治療法の開発等によって早期に治療を開始するなど適切な対応をとれば発症を抑えることができ、それまでと変わらない生活ができることも可能になりました。HIV感染症に対するこのような理解は、社会に浸透しつつありますが、過去の誤った情報から定着した固定観念等に起因する偏見や差別は依然として存在しています。

ハンセン病は、らい菌による感染症ですが、らい菌に感染しただけでは発病する可能性は極めて低く、たとえ発病した場合でも現在では治療方法が確立しており、遺伝病でないことも判明しています。

一方で、かつて我が国においては、ハンセン病は特殊な病気として扱われ、1907年(明治40年)法律第11号「癩予防ニ関スル件」から1996年(平成8年)に「らい予防法」が廃止されるまで、患者に対して施設入所を強制する隔離政策がとられてきました。また、患者の家族も、潜在的な感染者として学校や職場、地域社会等で厳しい差別を受け、就職や結婚の際に偏見や差別による被害を受けてきました。

その後、2001年(平成13年)の熊本地裁「らい予防法違憲国家賠償請求訴訟」判決によって、国によって行われてきたこれらのハンセン病に対する認識、政策の誤りが明白となりました。しかし、療養所入所者の多くは、これまでの長期間にわたる隔離などにより、家族や親族などとの関係を断たれ、また入所者自身の高齢化等により、病気が完治した後も社会復帰に向けての様々な困難な問題を抱えている状況です。

このような中、2008年(平成20年)に「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」の制定により、ハンセン病の患者であった者の福祉の増進や名誉回復等のための措置が講じ

られたほか、2019年(令和元年)には「ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律」により、対象となるハンセン病元患者家族の被った精神的苦痛を慰謝するための補償金が支払われることになりました。

これらの問題の根底には、過去に誤った知識や不確かな情報に基づく差別や偏見があったことを踏まえると、感染症等に関する「正しい知識」や「正しい理解」を最新の知見に基づいて更新していくことが必要です。患者や感染者等に対する偏見や差別の解消のためには、正しい知識の普及・啓発を図るとともに、その本人や家族の人権を尊重し、一人ひとりが安心して暮らすことのできる社会づくりの一層の推進が求められています。

■ めざす姿

感染症に関する正しい理解が広まり、患者、感染者、医療関係者、その家族等が偏見や差別を受けることなく、安心して暮らせる社会の実現

■ 基本方針

(1) 感染症に関する正しい知識の普及啓発

感染症に関する正しい理解を深めるために、関係団体、学校、事業所等と連携し、正しい知識の普及啓発を図ります。

8 性的マイノリティの人々の人権問題

■ 現状と課題

性的マイノリティの人々は、社会における無理解や誤解から偏見の目にさらされたり、社会生活上の制約を受けるなど、学校、医療現場、職場など、日常生活のあらゆる場面で様々な困りごとに直面しています。

このような中、2023年(令和5年)6月、国は性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に寛容な社会の実現に資することを目的として、「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」(LGBT 理解増進法)を施行しました。

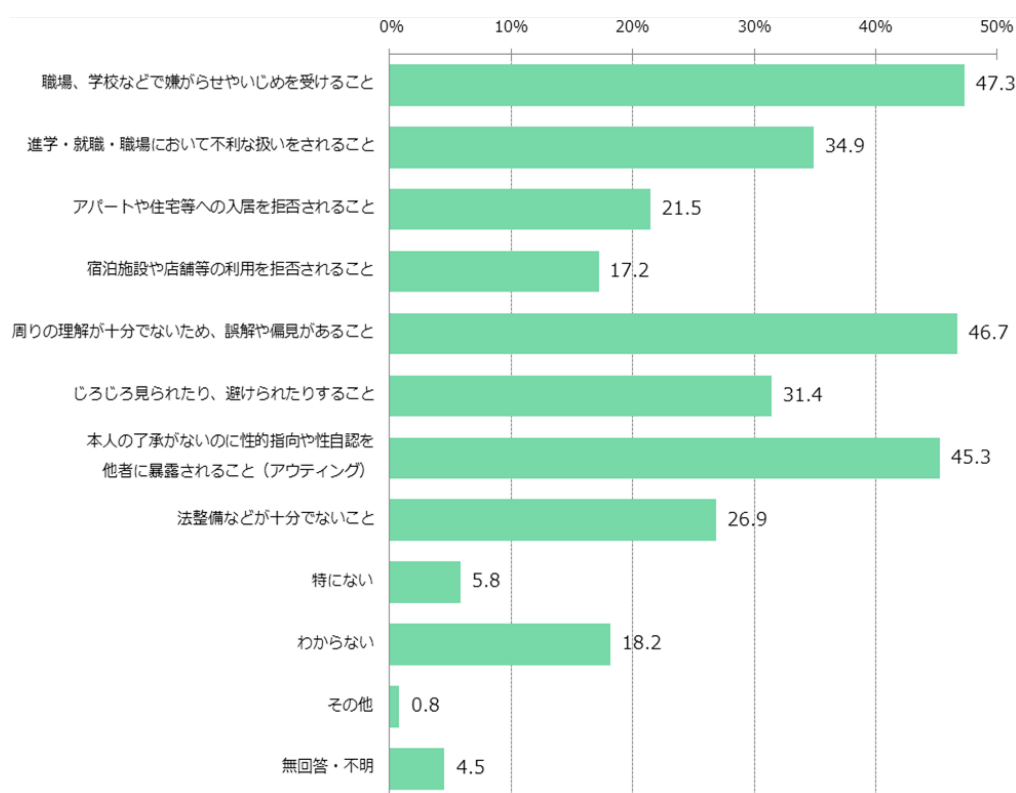
また、本市では、性的マイノリティの人々が暮らしやすい地域社会づくりを進めるため、2023年(令和5年)9月に、「おおいたパートナーシップ宣誓制度」を導入しました。さらに、2026年(令和8年)には、あらゆる人権に関する課題解決に向けた取組を推進し、すべての人が互いの人権を尊重し合う社会の実現を目指す「大分市一人ひとりが互いの人権を尊重し合う社会づくり条例」が施行されました。この条例の基本理念は、LGBT 理解増進法における基本理念とも一致するものです。

2025年(令和7年)に本市が実施した「人権に関する市民意識調査」では、「性的マイノリティの人々に関することで人権上特に問題があると思うこと」として、「職場や学校などで

嫌がらせやいじめを受けること」「周囲の理解が十分でないため誤解や偏見があること」「アウティング※1」への回答割合が高い一方、「わからない」との回答も 2 割弱あり、性的マイノリティへの理解をさらに深める取組が求められています。

今後、性の多様性を理解し、性的マイノリティの人々の人権を守るとともに、誰もが自分らしい人生を送ることができる社会の実現を目指して人権教育・啓発を推進していく必要があります。

- ▶ 性的マイノリティの人々に関する事で、人権上、特に問題があると思うのはどのようなことですか。



〈令和7年度 人権に関する市民意識調査〉

■ めざす姿

すべての市民がその性的指向・ジェンダーアイデンティティにかかわらず、かけがえのない個人として尊重され、自分らしく生きることができる社会の実現

■ 基本方針

(1) 性の多様性への理解促進

性的マイノリティについての理解と認識を深めるため、あらゆる機会を通じた人権教育・啓発を推進します。

※1 アウティング

本人の了承を得ずに、性的指向やジェンダーアイデンティティなどの性に関する情報を第三者に伝えること。

9 様々な人権問題

これまで述べてきた重点的に取り組むべき個別分野の人権問題の他にも、次に挙げるような人権問題が存在します。

・ 災害に伴う人権問題

■ 現状と課題

近年、頻発化・激甚化している風水害や、大規模な地震の発生により、被災地域の住民が避難生活を余儀なくされるケースが増加していますが、避難所生活などにおいては、高齢者や障がいのある人、妊婦などの要配慮者に対しては様々な配慮が求められています。

また、震災等の大規模災害の発生時に、不確かな情報に基づいて他者を不当に取り扱ったり、偏見や差別を助長するような情報を発信したりするなどの行為は、重大な人権侵害につながるだけではなく、適切な避難や復興の妨げにもなりかねません。

市民一人ひとりが誤った情報に振り回されることなく、相手を思いやる気持ちを持ち、災害時においても人権が十分に尊重されるような取組の推進が必要です。

■ 基本方針

全ての人が災害時に取り残されないような取組や、正しい情報と冷静な判断に基づき、一人一人が思いやりの心を持った行動を取れるよう、教育・啓発等の取組を進めます。

・ プライバシーをめぐる人権問題

■ 現状と課題

デジタル社会の進展に伴い、個人情報を含むデータの利活用に対する需要が高まる一方で、プライバシー侵害の危険性や不安感も増大しています。近年では、個人のプライバシーに関する情報がSNS上で拡散されたり、個人情報が漏えいし犯罪等に悪用される事例も発生しており、個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を適切に保護することがこれまで以上に求められています。

本市においても、2002年(平成14年)に個人の権利利益を保護することを目的とした「大分市個人情報保護条例」を制定し、適切な情報管理に取り組んできました。さらに、2023年(令和5年)からは「個人情報の保護に関する法律」に基づき、全国共通の基準に沿った運用へと移行しています。

企業や公的機関等においては、保有する個人情報の重要性を改めて認識し、その正確

性を確保しながら適切に管理・運用する責任が一層問われています。

また、一人ひとりが個人情報を守る意識を高めることが重要であることから、戸籍や住民票の写しなどへの不正請求の抑止につながる「本人通知制度※1」への登録を促進するなど、個人情報保護の重要性に対する理解を深める取組を積極的に進めていく必要があります。

■ 基本方針

市が保有する個人情報について、関係法令に基づき適正に取り扱うとともに、個人情報保護に関する意識の向上を図るなど、プライバシーの保護に向けた取組を推進します。

・ 刑を終えて出所した人やその家族の人権問題

■ 現状と課題

刑を終えて出所した人に対する偏見や差別は根強く存在し、更生の意欲を持った人であっても、就職に際して差別を受けたり、住居の確保が困難であったりするなど、社会復帰をすることが極めて厳しい状況です。また、刑を終えて出所した人だけでなく、その家族に対する偏見や差別の問題もあります。

2016年(平成28年)には、再犯の防止等に関する国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進していくための基本事項を示した「再犯の防止等の推進に関する法律(再犯防止推進法)」が施行され、2017年(平成29年)には、再犯の防止等に関する具体的な施策を盛り込んだ「再犯防止推進計画」が閣議決定されました。

本市においても、犯罪をした人等の社会復帰支援を促進し、安全・安心な地域社会づくりを図るため、2024年(令和6年)に「第2期大分市再犯防止推進計画」を策定し、再犯の防止等に関する取組を進めています。

刑を終えて出所した人が、多様化が進む社会において孤立することなく、再び社会を構成する一員となることができるようにするためには、関係機関との連携を図る中で、市民の関心と理解を広げていき、社会全体で支援していくことが大切です。

■ 基本方針

刑を終えて出所した人の円滑な社会復帰に資するよう、刑を終えて出所した人やその家族に対する偏見や差別の解消に向けた広報・啓発活動に取り組みます。

※1 本人通知制度

戸籍謄・抄本、住民票の写し等を本人の代理人や第三者に交付した場合に、その交付した事実を本人に通知する制度。

・ 犯罪被害者やその家族の人権問題

■ 現状と課題

犯罪被害者やその家族(以下「犯罪被害者等」という。)は、事件そのものから受ける直接的被害だけでなく、周囲の心ない言動や噂、SNS 等における誹謗中傷や事実と異なる憶測の拡散、過剰な取材やセンセーショナルな報道によるプライバシーの侵害、複数回にわたる事情聴取に伴う精神的負担など、さまざまな二次的被害を受けることがあります。

2005 年(平成 17 年)4 月の「犯罪被害者等基本法」施行後、国や地方公共団体、その他の関係機関、民間団体等が連携し、犯罪被害者等に対する支援が行われるようになりました。また、2024 年(令和 6 年)6 月に犯罪被害給付制度が大幅に拡充されたほか、2026 年(令和 8 年)1 月には犯罪被害者支援弁護士制度も創設されました。

また、大分県においても、2025 年(令和 7 年)4 月から大分県版多機関ワンストップサービス※¹が開始され、関係機関による支援調整会議が実施されるなど、制度の充実が図られています。

こうした制度面の整備が進む一方で、犯罪被害者等の置かれた立場に対する社会の理解は十分とはいえず、犯罪被害者等が生活の平穏を取り戻せるよう、プライバシーの保護など犯罪被害者等への理解を深めるための積極的な啓発を進めることが必要です。

■ 基本方針

犯罪被害者やその家族が置かれている状況や直面している問題を理解し、社会全体で支援が進むよう啓発活動に取り組みます。また、県、大分被害者支援センターをはじめとする関係機関・団体、庁内関係部署等と連携を図りながら、適切な相談対応に努めます。

・ 自死遺族の人権問題

■ 現状と課題

自死(自殺)の理由は様々ですが、その多くは悩みや問題を誰にも相談できずに一人で抱え込み、心理的に追い込まれた末の死とされています。また、自死(自殺)に対する社会の偏見や周囲の誤解などにより、自死(自殺)で家族を亡くしたことを周囲に打ち明けられず、孤立してしまう人も少なくありません。

本市では、2016年(平成28年)4月に施行された「大分市民のこころといのちを守る条例」に基づき、同年12月に「大分市民のこころといのちを守る自殺対策行動計画」を策

※1 他機関ワンストップサービス

様々な関係機関の提供する支援が必要となる犯罪被害者等を対象に、ニーズを一元的に把握した上で支援計画を作成し、複数の関係機関が参加する「支援調整会議」において、情報共有を行い、何度も被害状況を説明する負担を軽減し、必要な支援にスムーズに繋げることを目的としている。

定しました。以後、2022年(令和4年)3月に「大分市民のこころといのちを守る自殺対策行動計画延長計画」を、2025年(令和7年)3月には「第2期大分市民のこころといのちを守る自殺対策行動計画」を策定し、自死(自殺)に関する正しい理解の促進や自死遺族への支援に取り組んでいます。

引き続き、自死(自殺)や自死遺族に対する偏見や誤解の解消に努めるとともに、関係機関・団体との連携を図りながら、自死遺族への支援の充実と市民への啓発を推進していく必要があります。

■ 基本方針

自死遺族等からの相談に応じ、遺族が必要とする情報提供を行うとともに、自死遺族のつどいの場や相談窓口を紹介します。

・ ホームレスの人々や生活困窮者の人権問題

■ 現状と課題

経済情勢や雇用環境の変化、家族や地域とのつながりの希薄化などを背景として、生活に困窮し、社会的に孤立する人がいます。生活困窮は、経済的な問題だけでなく、心身の健康の問題など、複数の課題が複雑に絡み合って生じることが少なくありません。

ホームレスの人々においては、様々な事情で路上生活などを余儀なくされた結果、厳しい生活環境に置かれるだけでなく、偏見や差別、誤解により、嫌がらせや暴行などの人権侵害を受けることがあります。

このため、ホームレスの人々に対する偏見や差別を解消するよう広報・啓発を図るとともに、生活困窮者が必要な支援につながるよう各種支援制度や相談窓口の周知に努めていく必要があります。

■ 基本方針

ホームレスの人々に対する偏見や差別をなくすための広報・啓発を推進するとともに、生活困窮者への各種制度・施策の周知や相談支援の充実を図り、一人ひとりの状況に応じた包括的な支援に努めていきます。

・ アイヌの人々の人権問題

■ 現状と課題

アイヌの人々は、北海道から東北にかけて先住していた民族であり、現在においても独自の文化や伝統を有しています。

国においては1997年(平成9年)に「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」が施行され、2008年(平成20年)に国会で「アイ

ヌ民族を先住民族とすることを求める決議」が採択され、2019 年(平成 31 年)には「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」が施行されています。しかし、アイヌの人々については、他の人々となお生活実態において格差があることや、結婚や就職等における偏見や差別の問題があります。

■ 基本方針

アイヌの人々の人権を尊重し、日本社会が先住民族と共に構成されてきたという認識や理解を深めていきます。

・ 北朝鮮当局に拉致された被害者等の人権問題

■ 現状と課題

1970 年代から 1980 年代にかけ、多くの日本人が北朝鮮当局により拉致されました。

北朝鮮は、2002 年(平成 14 年)9 月の日朝首脳会談において、初めて拉致を認め、5 人の帰国が実現しましたが、残りの安否不明の方々については納得のいく説明がされておらず、いまだに問題の全面的な解決に至っていません。

北朝鮮当局による拉致問題は、国民に対する人権侵害であり、日本の主権および国民の生命と安全に関わる重大な問題です。

■ 基本方針

拉致問題および人権侵害問題の解決に向けて、認識や理解を深めていきます。

・ 人身取引(トラフィッキング)に関する人権問題

■ 現状と課題

人身取引(トラフィッキング)は、犯罪組織などによる性的搾取、強制労働等を目的とした重大な犯罪であり、基本的人権を侵害する深刻な問題です。

国においては、2004 年(平成 16 年)に「人身取引対策行動計画」が策定され、以降は 2009 年(平成 21 年)、2014 年(平成 26 年)に人身取引の手口の巧妙化・潜在化など、人身取引をめぐる情勢の変化を踏まえて見直され、現在は「人身取引対策行動計画 2022」に基づき、取組が進められています。

■ 基本方針

人身取引を根絶するために、市民一人ひとりの認識と理解を深めていきます。

【2】課題横断的な人権問題に対する取組 (インターネット上の人権侵害)

■ 現状と課題

インターネットの普及により、私たちの生活の利便性は格段に高まりました。一方でその匿名性や情報発信の容易さが悪用され、インターネット上の人権侵害が社会問題化しています。

従来からあった電子掲示板における誹謗中傷等に加えて、情報の拡散力が圧倒的に高い SNS 等の登場により、個人に対する誹謗中傷、名誉毀損、プライバシーの侵害、差別を助長する表現の掲載など人権に関わる様々な問題が急速に深刻化しています。特に近年では、スマートフォンが子どもたちの間でも広く普及し、以前にも増して子どもたちがインターネット上のいじめや性被害などのトラブルや犯罪に巻き込まれることが増えています。

2025 年(令和 7 年)度に本市が実施した「人権に関する市民意識調査」では、関心のあつた人権問題として「インターネット上の人権侵害」をあげた人の割合が 58.8%と最も高くなつています。

インターネット上の人権侵害は、前述「【1】各人権問題に対する取組」に掲げる人権問題のいずれにも密接かつ横断的に関連する問題でもあり、この問題を解決することは、各人権問題を解消する上でも不可欠です。

こうした状況を踏まえ、国においては、刑法の改正に伴う侮辱罪の法定刑の厳罰化(2022 年(令和 4 年)7 月施行)や、「特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律(情報流通プラットフォーム対処法^{※1})」(2025 年(令和 7 年)4 月施行)による大規模プラットフォーム事業者に対する対応の迅速化や運用状況の透明化の義務付け等の法整備を行うなど、対策の強化を進めています。

本市においても、インターネット上の電子掲示板等への差別表現の書き込み等に対するモニタリングを実施し、必要に応じて削除依頼等の対応を行っています。

インターネットの利用については、人権侵害の被害者にも加害者にもならないよう情報モラルの向上と大量の情報の中から正しいものを見抜き、間違った情報の拡散や発信を行わない情報リテラシー^{※2}の向上のための教育・啓発を推進する必要があります。

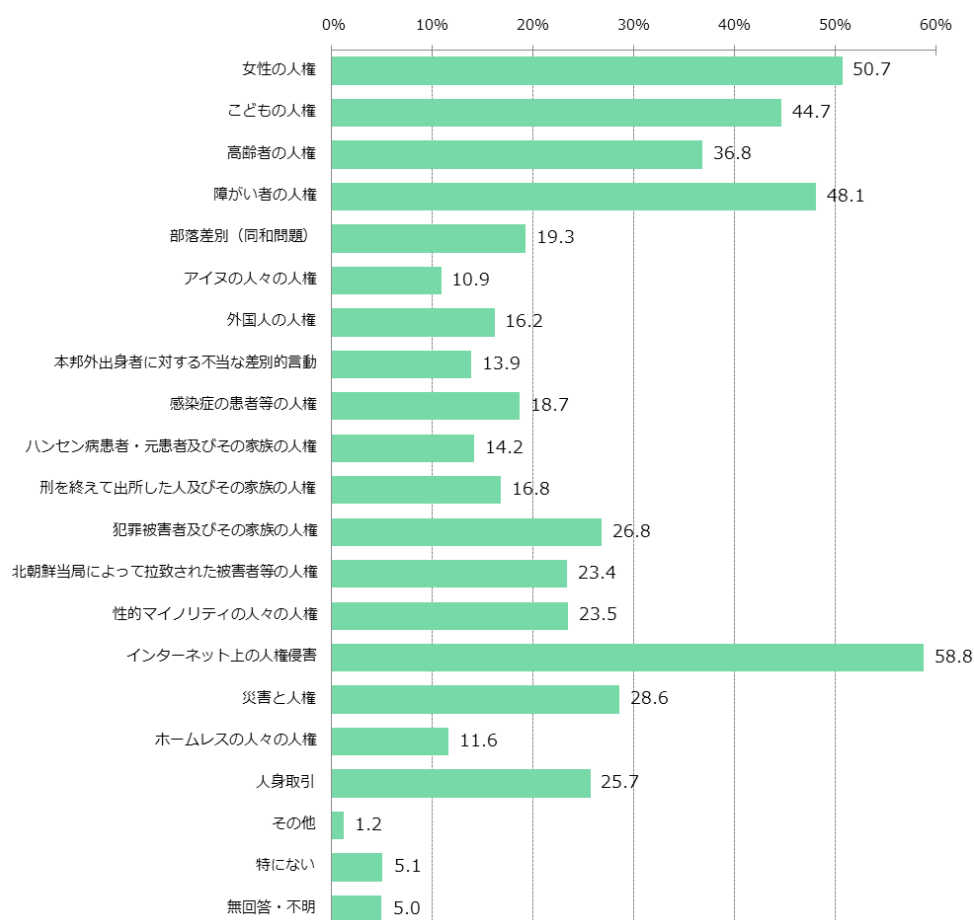
※1 情報流通プラットフォーム対処法

SNS 等を運営する大手プラットフォーム事業者に対し、投稿の削除を申請する窓口の整備や削除の判断基準を公表することなどを義務付けている。

※2 情報リテラシー

情報に関する基礎的な知識・技能であり、情報の「探索・収集」「整理・分析・評価」「表現・発信」までの一連の能力。

▶ どの人権問題に関心がありますか。



〈令和7年度 人権に関する市民意識調査〉

めざす姿

インターネット上における人権が尊重され、偏見や差別、誹謗中傷がなく、誰もが安全かつ自由に情報を活用できる社会の実現

基本方針

（1）情報モラル及び情報リテラシー向上のための教育・啓発

- ・ 家庭との連携を図りながら、スマートフォンやゲーム機、タブレット端末などでのSNS等の利用において、犯罪被害を含む危機を回避し、情報を正しく安全に利用できるようにするため、児童生徒の発達の段階に応じた指導を充実します。
- ・ 市民に向けて、「責任ある情報発信」という観点から差別を助長したり人権を侵害するような情報発信をしないよう、情報モラル及び情報リテラシー向上のための啓発に努めます。

(2) 人権侵害等への対応

- ・ インターネット上の電子掲示板等への差別表現の書き込み等に対するモニタリングを実施し、必要に応じて削除依頼等の対応を行います。
- ・ インターネット上の人権侵害情報に対する削除要請等の方法や、相談・通報・支援窓口の周知に努めます。

第3章 基本計画の推進

本市の基本計画の目標と基本姿勢、人権問題の現状と課題を踏まえて、あらゆる人権課題の解決に向けた人権教育・啓発を推進する具体的施策について、今後の方向性を以下に示します。

1 あらゆる場を通じて

すべての人々の人権が互いに尊重される社会を実現するために、あらゆる人々が、家庭、地域、保育所、幼稚園、学校、職場など、あらゆる場や機会において、人権教育を享受できるよう取組を進めるとともに、啓発の推進を図ります。

(1) 就学前教育・学校教育

認定こども園、保育所や幼稚園といった教育・保育施設や学校においては、教職員等が一体となって、お互いを尊重し、違いを認め、支え合うことで自立心を育み、豊かな人間関係を築くことのできるこどもを育成する必要があります。

就学前教育においては、乳幼児期の発達の特性を踏まえ、遊びを中心とした生活の中で人権感覚の芽生えを育むことが重要です。そのため、幼児教育・保育施設等においては、家庭との連携のもと、日々の生活や多様な体験を通じ、こども一人ひとりの自尊感情を高め、自分が大切にされていると実感しながら、他者を尊重する姿勢や豊かな人間関係を築く力の育成に努めます。

学校教育においては、「大分市教育ビジョン」を基調に、教育活動全体を通して、こどもの発達の段階に応じ、人権問題に関する知的理解の深化及び様々な人との交流や体験的な活動を取り入れる等による豊かな人権感覚の涵養を目指し、人権を尊重する態度や差別を見抜き許さない実践力の育成に努めます。

また、社会情勢の変化に伴い、複雑化・多様化する人権問題への正しい理解と認識を深めるとともに、人の痛みが分かり、思いやりとやさしさに満ちた感性豊かな人間性を育む教育に努めます。

(2) 社会教育

社会教育においては、全ての人々の人権が真に尊重される社会の実現をめざし、人権に関する学習の一層の充実を図る必要があります。その際、人権に関する学習においては、人権問題を知識として学ぶだけではなく、日常生活において態度や行動に表れるような人権感覚の涵養が求められます。

そのため、公民館等社会教育施設においては、地域住民や施設利用者に対して、多様な学習機会を提供するとともに、具体的な人権問題に即した参加体験型や視聴覚機器の効果的活用など、学習内容・方法の工夫改善を図ります。

また、保護者に人権感覚が身に付くよう、家庭教育に関する学習機会の充実や情報提供を図るとともに、各地区人権教育(尊重)推進協議会※1及び地域活動団体の啓発活動にも積極的に取り組みます。

(3) 企業

企業は、雇用の創出や地域経済への貢献など、地域社会に大きな影響を及ぼす主体であり、事業活動のあらゆる場面において人権を尊重する責務を負っています。近年は、企業の社会的責任に加え、国連の「ビジネスと人権に関する指導原則」や国の「『ビジネスと人権』に関する行動計画」を踏まえた、人権尊重に向けた取組が一層求められています。

また、公正な採用選考の実施、男女間の賃金・昇進格差の是正、多様な人材の活躍促進、各種ハラスメントの防止など、企業が取り組むべき人権課題は多岐にわたっています。これらの課題に対応するためには、企業自らが社会的責任の意識を高めていくとともに、業種や規模、職種を問わず、あらゆる企業において、経営者及び従業員の一人ひとりが人権問題に対する理解と認識を深めていくことが大切です。

このため、市は、国、県、ハローワーク、商工会議所等の関係機関と連携し、企業等における人権尊重の視点に立った主体的な取組を支援していきます。具体的には、企業等に対して人権に関する研修機会の確保を働きかけるとともに、企業向け広報誌やホームページ等の各種媒体を活用し、人権啓発資料の提供や情報発信を行うなど、必要な支援に努めます。

(4) 特定の職業に従事する者

人権教育・啓発の推進にあたっては、人権に関わりの深い特定の職業に従事する者に対する研修等の取組を充実する必要があります。そのため、次のような人権教育・啓発の推進に努めます。

・ 市職員

市職員は、職務の遂行にあたっては、常に人権意識をもって臨むことが求められていることから、全ての職員が全体の奉仕者である公務員として、必要な人権感覚を身に付け、自らが啓発する立場にあることを自覚し、「大分市一人ひとりが互いの人権を尊重し合う社会づくり条例」の趣旨を理解できるよう、研修等の機会を通じ、効果的な啓発を図ります。また、市の施設の管理・運営を行う指定管理者の職員に対しても、研修等を実施し、人権感覚の醸成を図ります。

※1 各地区人権教育(尊重)推進協議会

市内全域を網羅し、人権が尊重される住みよい地域づくり、いわゆる「人権のまちづくり」に取り組んでいくことを目的に、地域が主体となり、13 地区公民館ごとに設立した組織。

これらを通じ、私たち職員一人ひとりが人権問題についての理解と認識を深め、互いの人権を尊重し合い、多様性を認め合うとともに、あらゆる差別は許されないということを認識し、行動していくことでさらなる市民サービスの向上を図ります。

▪ 教職員等

就学前教育・学校教育において、こどもたちの人権感覚を育むために、保育・教育関係者は人権尊重の理念や複雑化・多様化する人権問題の変化に対応する力を身に付け、効果的な人権教育を推進するための実践的指導力の向上を図ります。

このため、少人数や参加体験型の研修、交流や情報交換の場を取り入れるなど、研修内容・方法の工夫改善に努めます。

▪ 医療関係者

医療現場における患者の人権を尊重し、人権意識の一層の向上に向け、医師、歯科医師、薬剤師、看護師、理学療法士、作業療法士などの医療関係者に対して、人権意識の高揚を図ることができるよう、関係諸団体と連携して人権啓発の充実に努めます。

▪ 福祉関係者

福祉分野では、高齢者や障がい者、こどもなどに対する介護や支援等が広範に行われており、民生委員・児童委員や社会福祉施設職員といった、福祉関係者の人権意識の普及・高揚を図ることは重要です。

このため、各職場や団体等において、研修や講演会等が主体的に行われるよう、支援を行うとともに、関係機関と連携・協力し、人権教育・啓発を推進します。

▪ メディア関係者

情報化社会の進展が著しい今日、インターネットや各種 SNS、テレビや新聞、ラジオなど各種広報媒体を通じた情報は、世論の形成に大きな影響を与えるところであり、人権尊重社会を形成する上でメディアの果たす役割は極めて大きいと言えます。

今後ともメディアに対して人権問題に関する情報提供を行い、人権尊重の視点に立った取材活動や報道を行うよう、人権意識の高揚に向けた啓発に取り組みます。

一方、近年、社会生活の様々な場面において、これらをはじめとした特定の職業に従事する者に対する過度なクレームや不当な要求などのハラスメント行為が社会問題となっていることから、ハラスメント防止の取組も必要です。

2 効果的な推進

人権教育・啓発を効果的に推進していくため、多様な学習機会の提供と学習内容の充実、人権教育・啓発に関わる教職員や指導者の育成、マスメディアやインターネットを活用した情報発信に努めるとともに、各種関係機関・団体との連携を図るほか、人権問題を抱える人々が相談しやすい窓口の整備など、相談体制の充実を図っていく必要があります。

(1) 多様な学習機会の提供と学習内容の充実

市民一人ひとりが、日常生活の中で人権問題に関心が持てるよう、家庭、地域、学校、職場などあらゆる場で多様な学習機会が得られるよう努めます。

また、教材、啓発資料等は、理解しやすい内容、表現となるよう工夫するとともに、知的理解を深める講義形式の学習に加え、参加体験型学習を取り入れるなど学習内容の充実を図ります。

(2) 人材の育成

市民一人ひとりが人権問題を自らの課題と捉え、日常生活の中で人権尊重を当たり前のこととして行動するためには、地域、学校、職場など、あらゆる場で人権教育・啓発を推進していく必要があります。そのため、地域や企業、学校等と連携しながら人権感覚と実践力を備えた指導者の育成を図っていきます。

(3) インターネット・マスメディアの活用

インターネットの特性を活用して、市ホームページに人権に関する情報を提供するほか、SNSにより情報発信を行うなど、人権尊重の意識高揚につながる啓発活動を推進します。

また、マスメディアは、市民の意識の形成や価値判断に大きな影響力を持っていることから、より多くの市民に効果的に人権尊重の理念の重要性を伝えるため、差別をなくす運動月間や人権週間をはじめとする各種取組において、マスメディアの活用に努めます。

(4) 連携の促進

あらゆる人権課題に幅広く対応し、効果的な施策の展開を図るため、庁内の各部局相互の緊密な連携に努めるとともに、国、県とも相互に連携し協力していきます。

また、「各地区人権教育(尊重)推進協議会」、「大分市人権教育推進連絡協議会^{※1}」、「大分市民生委員・児童委員協議会」、「大分市PTA連合会」など、地域、企業等との連携を図ることで、効果的な人権施策を促進します。

※1 大分市人権教育推進連絡協議会

各団体相互の連携により、様々な人権問題の解決について正しい認識や継続的な実践力を培うことを目的とした協議会。学校教育部会・社会教育部会・企業部会・地域部会の4つの部会で組織されている。

(5) 相談・支援体制の充実

人権施策を推進する上で、人権教育・啓発のみならず、相談・支援体制の整備は重要な課題となっています。

近年、人権問題に関する相談は、多様化・複雑化していることから、各種相談窓口の周知を図るとともに、相談に携わる職員の資質向上のための研修を充実させる必要があります。

また、庁内の各部局をはじめ、国、県及び関係機関等とのさらなる連携・協力、情報の共有化を進めることにより、人権問題の解決に向け迅速な対応ができるよう、相談・支援体制の充実を図ります。

資 料

大分市一人ひとりが互いの人権を尊重し合う社会づくり条例

(令和 8 年大分市条例第1号)

日本国憲法は、すべての国民に基本的人権の享有を保障し、法の下での平等を定めている。また、世界人権宣言においては、「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である」とうたわれている。

本市においては、日本国憲法及び世界人権宣言の理念にのっとり、あらゆる差別の撤廃及び人権の擁護を図り、平和な明るい地域社会の実現に向けて取り組んできた。

しかしながら、今日もなお、性別、年齢、障がい、社会的身分、門地、民族、人種、国籍、疾病、性的指向、性自認、信条等を理由とした人権侵害が存在し、国際化、情報化、少子高齢化といった社会経済情勢の変化を受けて、人権に関する問題はさらに複雑化し、及び多様化している。

このような中、私たちが目指すのは、すべての人が等しく個人として尊重され、自分らしく生きることができ、平和な社会の実現である。そのためには、私たち一人ひとりが人権問題についての理解と認識を深め、互いの人権を尊重し合い、多様性を認め合うとともに、あらゆる差別は許されないということを認識し、行動していくことが求められている。

ここに、私たちは、市、市民及び事業者が共に力を合わせて、一人ひとりが互いの人権を尊重し合う社会の実現を目指し、不断の努力を重ねていくことを決意し、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、一人ひとりが互いの人権を尊重し合う社会づくり(以下「人権尊重の社会づくり」という。)に関し、基本理念を定め、市の責務並びに市民及び事業者の役割を明らかにするとともに、人権に関する施策(以下「人権施策」という。)の推進について必要な事項を定めることにより、あらゆる人権に関する課題解決に向けた取組を推進し、もって差別のない、すべての人が互いの人権を尊重し合う社会の実現に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第2条 人権尊重の社会づくりは、すべての人が基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されることを基本理念として行われなければならない。

(市の責務)

第3条 市は、第1条の目的を達成するため、前条の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、人権施策を総合的かつ計画的に推進しなければならない。

2 市は、人権施策の推進に当たっては、公正中立にこれを行うとともに、市民及び事業者並びに国、他の地方公共団体その他の関係機関等との緊密な連携に努めなければならない。

(市民の役割)

第4条 市民は、基本理念にのっとり、家庭、学校、地域社会、職域その他の社会のあらゆる場面において互いの人権を尊重するとともに、自らも人権意識の高揚に努めるものとする。

2 市民は、市が実施する人権施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、事業活動に関わるすべての人の人権を尊重するとともに、事業活動を行うに当たっては、人権尊重の視点に立って取り組むよう努めるものとする。

2 事業者は、市が実施する人権施策に協力するよう努めるものとする。

(基本計画)

第6条 市は、人権施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な計画(以下「基本計画」という。)を策定しなければならない。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 人権尊重の社会づくりに関する基本的な考え方及び人権施策に関する目標

(2) 前号に掲げるもののほか、人権施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項

3 市長は、基本計画を策定し、又は変更しようとするときは、第10条第1項に規定する大分市人権施策推進審議会の意見を聴かなければならない。

4 市長は、基本計画を策定し、又は変更したときは、速やかにこれを公表しなければならない。

(人権教育及び人権啓発の推進)

第7条 市は、人権尊重の社会づくりに対する市民及び事業者の理解を深めるため、あらゆる機会を通じて人権教育及び人権啓発を推進するものとする。

(相談体制の充実)

第8条 市は、国、他の地方公共団体その他の関係機関等と連携し、様々な人権問題に関する相談に的確に応じるために必要な相談体制の充実に努めるものとする。

(調査研究及び情報の収集)

第9条 市は、人権施策を効果的に実施するために必要な調査研究及び情報の収集を行うものとする。

(大分市人権施策推進審議会)

第10条 人権施策の推進に関し、次に掲げる事項を調査し、及び審議するため、大分市人権施策推進審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(1) 第6条第3項の規定によりその意見を聴くこととされた事項

(2) 基本計画の実施状況に関する事項

(3) その他人権施策の推進に関し市長が必要と認める事項

2 審議会は、基本計画の実施状況その他人権施策の推進に関する重要事項について、市長に建議することができる。

3 審議会は、委員17人以内をもって組織する。

4 委員は、学識経験者その他市長が適当であると認める者のうちから市長が委嘱する。

5 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 委員は、再任されることができる。

(委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則 抄

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

全 文

人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎であるので、〔中略〕

国際連合の諸国民は、国際連合憲章において、基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の同権についての信念を再確認し、かつ、一層大きな自由のうちで社会的進歩と生活水準の向上とを促進することを決意したので、〔中略〕

よって、ここに、国際連合総会は、社会の各個人及び各機関が、この世界人権宣言を常に念頭に置きながら、加盟国自身の人民の間にも、また、加盟国の管轄下にある地域の人民の間にも、これらの権利と自由との尊重を指導及び教育によって促進すること並びにそれらの普遍的かつ効果的な承認と遵守とを国内的及び国際的な漸進的措置によって確保することに努力するように、すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準として、この世界人権宣言を公布する。

第1条(自由平等)

すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。

第2条(権利と自由の享有に関する無差別的待遇)

1 すべての人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる。

〔第2項省略〕

第3条(生命、自由、身体の安全)

すべて人は、生命、自由及び身体の安全に対する権利を有する。

第4条(奴隷の禁止)

第5条(拷問の禁止)

第6条(法による保障)

すべて人は、いかなる場所においても、法の下において、人として認められる権利を有する。

第7条(法の下での平等)

すべての人は、法の下において平等であり、また、いかなる差別もなしに法の平等な保護を受ける権利を有する。すべての人は、この宣言に違反するいかなる差別に対しても、また、そのような差別をそそのかすいかなる行為に対しても、平等な保護を受ける権利を有する。

第8条(裁判による救済)

第9条(拘束等の制約)

第10条(刑事裁判を受ける権利)

第11条(無罪の推定等)

第12条(プライバシーの保護)

第13条(移動と居住の自由)

第14条(迫害から避難する権利)

第15条(国籍を有し、変更する権利)

第16条(婚姻及び家族の権利)

1 成年の男女は、人種、国籍又は宗教によるいかなる制限をも受けることなく、婚姻し、かつ家庭をつくる権利を有する。成年の男女は、婚姻中及びその解消に際し、婚姻に関し平等の権利を有する。

2 婚姻は、両当事者の自由かつ完全な合意によってのみ成立する。

3 家庭は、社会の自然かつ基礎的な集団単位であって、社会及び国の保護を受ける権利を有する。

第17条(財産権)

第18条(思想、良心及び宗教の自由)

すべて人は、思想、良心及び宗教の自由に対する権利を有する。この権利は、宗教又は信念を変更する自由並びに単独で又は他の者と共同して、公的に又は私的に、布教、行事、礼拝及び儀式によって宗教又は信念を表明する自由を含む。

第19条(意見及び表現の自由)

すべて人は、意見及び表現の自由に対する権利を有する。この権利は、干渉を受けることなく自己の意見をもつ自由並びにあらゆる手段により、また、国境を越えると否とにかかわらず、情報及び思想を求め、受け、及び伝える自由を含む。

第20条(結社の自由)

第21条(参政権)

第22条(社会保障の権利)

すべて人は、社会の一員として、社会保障を受ける権利を有し、かつ、国家的努力及び国際的協力により、また、各国の組織及び資源に応じて、自己の尊厳と自己の人格の自由な発展とに欠くことのできない経済的、社会的及び文化的権利を実現する権利を有する。

第23条(労働の権利)

1 すべて人は、勤労し、職業を自由に選択し、公正かつ有利な勤労条件を確保し、及び失業に対する保護を受ける権利を有する。

2 すべて人は、いかなる差別をも受けることなく、同等の勤労に対し、同等の報酬を受ける権利を有する。

〔第3項・第4項省略〕

第24条(休息の権利)

第25条(生存権、母と子の権利)

第26条(教育の権利)

1 すべて人は、教育を受ける権利を有する。〔中略〕

2 教育は、人格の完全な発展並びに人権及び基本的自由の尊重の強化を目的としなければならない。〔中略〕

〔第3項省略〕

第27条(社会に対する義務)

第28条(国際社会等との関係)

すべて人は、この宣言に掲げる権利及び自由が完全に実現される社会的及び国際的秩序に対する権利を有する。

第29条(社会に対する義務)

〔第1項省略〕

2 すべて人は、自己の権利及び自由を行使するに当っては、他人の権利及び自由の正当な承認及び尊重を保障すること並びに民主的社会における道徳、公の秩序及び一般の福祉の正当な要求を満たすことをもつぱら目的として法律によって定められた制限にのみ服する。

〔第3項省略〕

第30条(破壊行為の適用除外)

前 文

〔中略〕

日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

〔中略〕

第三章 国民の権利及び義務

〔基本的人権〕

第十一条 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる。

〔自由及び権利の保持義務と公共福祉性〕

第十二条 この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

〔個人の尊重と公共の福祉〕

第十三条 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

〔平等原則、貴族制度の否認及び栄典の限界〕

第十四条 すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

〔第二項・第三項省略〕

〔奴隷的拘束及び苦役の禁止〕

第十八条 何人も、いかなる奴隷的拘束も受けない。又、犯罪に因る処罰の場合を除いては、その意に反する苦役に服させられない。

〔思想及び良心の自由〕

第十九条 思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。

〔信教の自由〕

第二十条 信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。

2 何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。

3 国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。

〔集会、結社及び表現の自由と通信秘密の保護〕

第二十一条 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。

2 検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。

〔居住、移転、職業選択、外国移住及び国籍離脱の自由〕

第二十二条 何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。

2 何人も、外国に移住し、又は国籍を離脱する自由を侵されない。

〔学問の自由〕

第二十三条 学問の自由は、これを保障する。

〔家族関係における個人の尊厳と両性の平等〕

第二十四条 婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。

2 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。

〔生存権及び国民生活の社会的進歩向上に努める国の義務〕

第二十五条 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

2 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

〔教育を受ける権利と受けさせる義務〕

第二十六条 すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

2 すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

〔勤労の権利と義務、勤労条件の基準及び児童酷使の禁止〕

第二十七条 すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ。

2 賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める。

3 児童は、これを酷使してはならない。

〔勤労者の団結権及び団体行動権〕

第二十八条 勤労者の団結する権利及び団体交渉その他の団体行動をする権利は、これを保障する。

第十章 最高法規

〔基本的人権の由来特質〕

第九十七条 この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であって、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。

〔憲法の最高性と条約及び国際法規の遵守〕

第九十八条 この憲法は、国の最高法規であって、その条規に反する法律、命令、詔勅及び国務に関するその他の行為の全部又は一部は、その効力を有しない。

2 日本国が締結した条約及び確立された国際法規は、これを誠実に遵守することを必要とする。

(目的)

第一条 この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動(人権教育を除く。)をいう。

(基本理念)

第三条 国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。

(国の責務)

第四条 国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第六条 国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

(基本計画の策定)

第七条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。

(年次報告)

第八条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策についての報告を提出しなければならない。

(財政上の措置)

第九条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第 8 条の規定は、この法律の施行の日の属する年度の翌年度以後に講じる人権教育及び人権啓発に関する施策について適用する。

(見直し)

第二条 この法律は、この法律の施行の日から 3 年以内に、人権擁護施策推進法(平成 8 年法律第 120 号)第 3 条第 2 項に基づく人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項についての人権擁護推進審議会の調査審議の結果をも踏まえ、見直しを行うものとする。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、障害者基本法(昭和45年法律第84号)の基本的な理念にのっとり、全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを踏まえ、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項、行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置等を定めることにより、障害を理由とする差別の解消を推進し、もって全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 障害者 身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。)その他の心身の機能の障害(以下「障害」と総称する。)がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- 二 社会的障壁 障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。

[第三号～第七号省略]

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国及び地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、障害を理由とする差別の解消の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

(国民の責務)

第四条 国民は、第一条に規定する社会を実現する上で障害を理由とする差別の解消が重要であることに鑑み、障害を理由とする差別の解消の推進に寄与するよう努めなければならない。

(社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮に関する環境の整備)

第五条 行政機関等及び事業者は、社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮を的確に行うため、自ら設置する施設の構造の改善及び設備の整備、関係職員に対する研修その他の必要な環境の整備に努めなければならない。

第二章 障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針

第六条 政府は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策に関する基本的な方向
- 二 行政機関等が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する基本的な事項
- 三 事業者が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する基本的な事項
- 四 国及び地方公共団体による障害を理由とする差別を解消するための支援措置の実施に関する基本的な事項
- 五 その他障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策に関する重要事項

3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成しようとするときは、あらかじめ、障害者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、障害者政策委員会の意見を聴かななければならない。

5 内閣総理大臣は、第三項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

6 前三項の規定は、基本方針の変更について準用する。

第三章 行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置

(行政機関等における障害を理由とする差別の禁止)

第七条 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

2 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。

(事業者における障害を理由とする差別の禁止)

第八条 事業者は、その事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

2 事業者は、その事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。

第四章 障害を理由とする差別を解消するための支援措置

(相談及び紛争の防止等のための体制の整備)

第十四条 国及び地方公共団体は、障害者及びその家族その他の関係者からの障害を理由とする差別に関する相談に的確に応ずるとともに、障害を理由とする差別に関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう人材の育成及び確保のための措置その他の必要な体制の整備を図るものとする。

(啓発活動)

第十五条 国及び地方公共団体は、障害を理由とする差別の解消について国民の関心と理解を深めるとともに、特に、障害を理由とする差別の解消を妨げている諸要因の解消を図るため、必要な啓発活動を行うものとする。

附 則 抄

(施行期日)

この法律は、平成28年4月1日から施行する。

全 文

我が国においては、近年、本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由として、適法に居住するその出身者又はその子孫を、我が国の地域社会から排除することを煽動する不当な差別的言動が行われ、その出身者又はその子孫が多大な苦痛を強いられるとともに、当該地域社会に深刻な亀裂を生じさせている。

もとより、このような不当な差別的言動はあってはならず、こうした事態をこのまま看過することは、国際社会において我が国の占める地位に照らしても、ふさわしいものではない。

ここに、このような不当な差別的言動は許されないことを宣言するとともに、更なる人権教育と人権啓発などを通じて、国民に周知を図り、その理解と協力を得つつ、不当な差別的言動の解消に向けた取組を推進すべく、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消が喫緊の課題であることに鑑み、その解消に向けた取組について、基本理念を定め、及び国等の責務を明らかにするとともに、基本的施策を定め、これを推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」とは、専ら本邦の域外にある国若しくは地域の出身である者又はその子孫であって適法に居住するもの(以下この条において「本邦外出身者」という。)に対する差別的意識を助長し又は誘発する目的で公然とその生命、身体、自由、名誉又は財産に危害を加える旨を告知するなど、本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由として、本邦外出身者を地域社会から排除することを煽動する不当な差別的言動をいう。

(基本理念)

第三条 国民は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消の必要性に対する理解を深めるとともに、本邦外出身者に対する不当な差別的言動のない社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第四条 国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関する施策を実施するとともに、地方公共団体が実施する本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関する施策を推進するために必要な助言その他の措置を講ずる責務を有する。

2 地方公共団体は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする。

第二章 基本的施策

(相談体制の整備)

第五条 国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動に関する相談に的確に応ずるとともに、これに関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう、必要な体制を整備するものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じ、本邦外出身者に対する不当な差別的言動に関する相談に的確に応ずるとともに、これに関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう、必要な体制を整備するよう努めるものとする。

(教育の充実等)

第六条 国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動を解消するための教育活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じ、本邦外出身者に対する不当な差別的言動を解消するための教育活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うよう努めるものとする。

(啓発活動等)

第七条 国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消の必要性について、国民に周知し、その理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じ、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消の必要性について、住民に周知し、その理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うよう努めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(不当な差別的言動に係る取組についての検討)

2 不当な差別的言動に係る取組については、この法律の施行後における本邦外出身者に対する不当な差別的言動の実態等を勘案し、必要に応じ、検討が加えられるものとする。

(目的)

第一条 この法律は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であることに鑑み、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実等について定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とする。

(基本理念)

第二条 部落差別の解消に関する施策は、全ての国民が等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、部落差別を解消する必要性に対する国民一人一人の理解を深めるよう努めることにより、部落差別のない社会を実現することを旨として、行われなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関する施策を講ずるとともに、地方公共団体が講ずる部落差別の解消に関する施策を推進するために必要な情報の提供、指導及び助言を行う責務を有する。

2 地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする。

(相談体制の充実)

第四条 国は、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るよう努めるものとする。

(教育及び啓発)

第五条 国は、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うよう努めるものとする。

(部落差別の実態に係る調査)

第六条 国は、部落差別の解消に関する施策の実施に資するため、地方公共団体の協力を得て、部落差別の実態に係る調査を行うものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、女性が日常生活又は社会生活を営むに当たり女性であることにより様々な困難な問題に直面することが多いことに鑑み、困難な問題を抱える女性の福祉の増進を図るため、困難な問題を抱える女性への支援に関する必要な事項を定めることにより、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を推進し、もって人権が尊重され、及び女性が安心して、かつ、自立して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「困難な問題を抱える女性」とは、性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性(そのおそれのある女性を含む。)をいう。

(基本理念)

第三条 困難な問題を抱える女性への支援のための施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- 一 女性の抱える問題が多様化するとともに複合化し、そのために複雑化していることを踏まえ、困難な問題を抱える女性が、それぞれの意思が尊重されながら、抱えている問題及びその背景、心身の状況等に応じた最適な支援を受けられるようにすることにより、その福祉が増進されるよう、その発見、相談、心身の健康の回復のための援助、自立して生活するための援助等の多様な支援を包括的に提供する体制を整備すること。
- 二 困難な問題を抱える女性への支援が、関係機関及び民間の団体の協働により、早期から切れ目なく実施されるようにすること。
- 三 人権の擁護を図るとともに、男女平等の実現に資することを旨とすること。

(国及び地方公共団体の責務)

第四条 国及び地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、困難な問題を抱える女性への支援のために必要な施策を講ずる責務を有する。

(関連施策の活用)

第五条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を講ずるに当たっては、必要に応じて福祉、保健医療、労働、住まい及び教育に関する施策その他の関連施策の活用が図られるよう努めなければならない。

(緊密な連携)

第六条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を講ずるに当たっては、関係地方公共団体相互間の緊密な連携が図られるとともに、この法律に基づく支援を行う機関と福祉事務所(社会福祉法(昭和26年法律第45号)に規定する福祉に関する事務所をいう。)、児童相談所、児童福祉施設(児童福祉法(昭和22年法律第164号)第七条第一項に規定する児童福祉施設をいう。)、保健所、医療機関、職業紹介機関(労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律(昭和41年法律第132号)第二条に規定する職業紹介機関をいう。)、職業訓練機関、教育機関、都道府県警察、日本司法支援センター(総合法律支援法(平成16年法律第74号)第十三条に規定する日本司法支援センターをいう。)、配偶者暴力相談支援センター(配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13年法律第31号)第三条第一項に規定する配偶者暴力相談支援センターをいう。))その他の関係機関との緊密な連携が図られるよう配慮しなければならない。

附 則 抄

(施行期日)

この法律は、令和6年4月1日から施行する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、社会全体としてこども施策に取り組むことができるよう、こども施策に関し、基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、及びこども施策の基本となる事項を定めるとともに、こども政策推進会議を設置すること等により、こども施策を総合的に推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「こども」とは、心身の発達の過程にある者をいう。

2 この法律において「こども施策」とは、次に掲げる施策その他のこどもに関する施策及びこれと一体的に講ずべき施策をいう。

- 一 新生児期、乳幼児期、学童期及び思春期の各段階を経て、おとなになるまでの心身の発達の過程を通じて切れ目なく行われるこどもの健やかな成長に対する支援
- 二 子育てに伴う喜びを実感できる社会の実現に資するため、就労、結婚、妊娠、出産、育児等の各段階に応じて行われる支援
- 三 家庭における養育環境その他のこどもの養育環境の整備

(基本理念)

第三条 こども施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- 一 全てのこどもについて、個人として尊重され、その基本的人権が保障されるとともに、差別的取扱いを受けないことができること。
- 二 全てのこどもについて、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され保護されること、その健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法(平成18年法律第120号)の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること。
- 三 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること。
- 四 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること。
- 五 こどもの養育については、家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、これらの者に対してこどもの養育に関し十分な支援を行うとともに、家庭での養育が困難なこどもにはできる限り家庭と同様の養育環境を確保することにより、こどもが心身ともに健やかに育成されるようにすること。
- 六 家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境を整備すること。

(国の責務)

第四条 国は、前条の基本理念(以下単に「基本理念」という。)にのっとり、こども施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、こども施策に関し、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その区域内におけるこどもの状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

第二章 基本的施策

(この法律及び児童の権利に関する条約の趣旨及び内容についての周知)

第十五条 国は、この法律及び児童の権利に関する条約の趣旨及び内容について、広報活動等を通じて国民に周知を図り、その理解を得るよう努めるものとする。

附 則 抄

(施行期日)

この法律は、令和5年4月1日から施行する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解が必ずしも十分でない現状に鑑み、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の役割等を明らかにするとともに、基本計画の策定その他の必要な事項を定めることにより、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性を受け入れる精神を涵かん養し、もって性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に寛容な社会の実現に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「性的指向」とは、恋愛感情又は性的感情の対象となる性別についての指向をいう。

2 この法律において「ジェンダーアイデンティティ」とは、自己の属する性別についての認識に関するその同一性の有無又は程度に係る意識をいう。

(基本理念)

第三条 性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策は、全ての国民が、その性的指向又はジェンダーアイデンティティにかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、性的指向及びジェンダーアイデンティティを理由とする不当な差別はあってはならないものであるとの認識の下に、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを旨として行われなければならない。

(国の役割)

第四条 国は、前条に定める基本理念(以下単に「基本理念」という。)にのっとり、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策を策定し、及び実施するよう努めるものとする。

(地方公共団体の役割)

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策を策定し、及び実施するよう努めるものとする。

(事業主等の努力)

第六条 事業主は、基本理念にのっとり、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関するその雇用する労働者の理解の増進に関し、普及啓発、就業環境の整備、相談の機会の確保等を行うことにより性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する当該労働者の理解の増進に自ら努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

2 学校(学校教育法(昭和22年法律第26号)第一条に規定する学校をいい、幼稚園及び特別支援学校の幼稚部を除く。以下同じ。)の設置者は、基本理念にのっとり、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関するその設置する学校の児童、生徒又は学生(以下この項及び第十条第三項において「児童等」という。)の理解の増進に関し、家庭及び地域住民その他の関係者の協力を得つつ、教育又は啓発、教育環境の整備、相談の機会の確保等を行うことにより性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する当該学校の児童等の理解の増進に自ら努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(知識の着実な普及等)

第十条 国及び地方公共団体は、前条の研究の進捗状況を踏まえつつ、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する理解を深めることができる

よう、心身の発達に応じた教育及び学習の振興並びに広報活動等を通じた性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する知識の着実な普及、各般の問題に対応するための相談体制の整備その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

- 2 事業主は、その雇用する労働者に対し、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する理解を深めるための情報の提供、研修の実施、普及啓発、就業環境に関する相談体制の整備その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 3 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校の児童等に対し、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する理解を深めるため、家庭及び地域住民その他の関係者の協力を得つつ、教育又は啓発、教育環境に関する相談体制の整備その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則 抄

(施行期日)

この法律は、公布の日から施行する。